

## 竹原市総務文教委員会

令和4年9月8日開会

### 会議に付する事件

#### (付託議案)

- 1 議案第37号 広島県水道広域連合企業団の設立について
- 2 議案第38号 竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第39号 竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第43号 令和4年度竹原市一般会計補正予算（第4号）

#### (その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和4年9月8日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
金 森 保 尚	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦
下 垣 内 和 春

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長                      笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事              置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
公 営 企 業 部 長	梶 村 隆 穂
総 務 課 長	岡 元 紀 行
企 画 政 策 課 長	三 上 満 里 子
財 政 課 長	向 井 直 毅
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
水 道 課 長	品 部 義 朗
選挙管理委員会事務局長	向 井 聡 司

午前10時03分 開会

委員長（今田佳男君） 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員会討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第3回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第37号から議案第39号、そして議案第43号の4議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認めます。そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第38号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案第38号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料の11ページを御覧ください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

総務課長（岡元紀行君） まず、提案の要旨といたしまして、このたびの改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、常勤職員、また非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する措置を講じるものでございます。

改正の内容につきましては、1点目といたしまして、育児休業の取得回数がこれまでの原則1回までから原則2回までに緩和されたことに伴う措置を講じるものでございます。

まず、アといたしまして、子の誕生日から57日間の期間内に取得する育児休業については原則2回までの回数に含まないこととするものでございます。これは、出生から58日目以降に取得する育児休業とは別に、誕生日から57日間の期間内においても育児休業を原則2回取得可能とするものでございます。この場合、出産した者については通常特別休暇としての57日間、いわゆる産後8週間の休暇が付与されておりますので、この場合は主に男性職員が対象となるものと考えています。

次に、イといたしまして、これまで再度の育児休業を取得する場合に提出を求めておりました育児休業等計画書を廃止し、特別な事情に関わらず原則2回までの育児休業を可能とするものでございます。これまでは、育児休業をしていた職員に特別な事情が発生し、再度の育児休業取得を認める場合には育児休業等計画書を提出してもらっておりましたが、特別な事情に関わらず原則2回までの育児休業を可能とすることから、計画書の提出を不要とするものでございます。

次に、2点目といたしまして、非常勤職員の育児休業の取得要件につきましては、まずアといたしまして、子の誕生日から57日間の期間内に育児休業を取得する場合の任期要件につきましては、当該期間の末日から六月を経過する日まで任期が引き続くこととするものでございます。これは、子が生まれて57日以内に育児休業を取得するには58日目以降に6か月の任期があること、また六月に満たない場合でも任期満了後に任期を更新しないことが明らかでないことを要件とするもので、これまでは子が1歳6か月に到達する日まで任期が引き続くことが要件となっていたものを改めるものでございます。

次に、イといたしまして、子の1歳到達日後の育児休業について、夫婦交代での取得を可能とするものでございます。これまで、非常勤職員が子の1歳到達日以降に育児休業を

取得する場合、その取得開始日は1歳の到達日の翌日からに限られており、途中での育児休業取得が認められなかったものを育児開始時点を柔軟化するものでございます。これにより、子の1歳以降の期間の途中において夫婦が交代して育児休業をすることができるように改めるものでございます。

次に、ウといたしまして、子の1歳到達日後の育児休業について分割取得は原則認めないが、市長が特別の事情がある場合には分割取得を可能とするものでございます。これは、非常勤職員については、1歳到達日以降については特別な事情の有無に関わらず分割取得は認められておりませんでした。これが取れるよう柔軟な取扱いとするものでございます。

これらの施行期日につきましては、令和4年10月1日とするものでございます。

議案第38号の説明については以上です。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） それでは、議案第38号についての質疑を行っていきたいと思います。

取得要件の緩和というのはよく分かるのですけれども、取得条件というのがあると思いますが、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 取得条件ですね。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 取得条件、育児休業の取得するための取得条件についての御質問でございます。

取得する条件といたしまして、本人の出産した子供、また婚姻関係もしくはそれに準ずる関係の子供が出産した場合に育児休業を取る条件として満たすものというふうに考えております。お願いします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 今、先ほどそれに準ずるということだったのですけれども、取得条件の中には事実婚の従業員も対象になるとありますけれども、そういった考えでよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 様々な事案というものがあろうかというふうに思います。個別の案件についても十分その個別な案件を精査いたしまして、子の育成といいますか、育児に対して十分な配慮ができるようには対応してまいるという考えでいるところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 答弁によると事実婚の従業員も対象になるということを理解させていただきました。取得条件というのは1年以上の雇用、また子供の1歳の誕生日を過ぎても継続雇用が見込まれる方ではないかなと思っておりますが、そういう説明がないままに、単に取得要件の緩和ということだけではちょっと理解ができませんでしたので、質問させていただきました。

それと、では、今までの利用率はどうだったのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） これまでの育児休業の取得状況でございます。

まず、女性職員につきましては、令和元年度以降に関して申し上げますと19件の対象者がいらっしゃいます。取得率といたしましては100%、全ての職員が取得をしていただいています。男性職員ということで申し上げますと、令和2年度でいえば5人の対象者について2件の利用がございました。また、令和3年度については11件の対象がありましたが、2件の利用。本年度につきましては3件の利用がございしますが、現在のところ1件の方が利用されています。非常勤職員ということになりますと、令和元年度に2件、2名の方が育児休業を取得をされていらっしゃるというようなことがこれまでの取得状況でございます。お願いいたします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 制度があっても、利用率は低いのではないかと、特に男性が低いのではないかなと思います。この辺について、今回の議案第38号においては取得の要件を緩和していこうということでもあります。だとすると、利用率がもっと増えていくための対策はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 利用の促進ということでございます。本年の第1回の定例会でも育児休業制度の説明を、相談体制また研修の実施であるとか環境を整えるということで

条例改正をさせていただきました。こうしたことから、これまでも育児休業制度の説明については個々にしっかり説明を実施してはおりますが、休業手当の給付に関する制度、また社会保険料の取扱いといったものを面談や書面、またメール等、庁内メールなどによって対象者にしっかりと説明をした上で、本人の取得の意思を確認した上で取得をしていただくと。また、職場環境につきましても、休業を申し出ることによる不利益な取扱いを受けることがないように職場体制、職場のサポート体制等の環境充実も図っていくということで、改めて制度を強化するという形で改正をさせていただいているところでございます。お願いします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後になりますけれども、コロナ禍も終息しない状況でもありますし、多分人員の不足ということも懸念される職員の体制ではあると思います。そこを考えると、休業に至るまでどのようにすれば当事者も含めて職場も見守る体制が整えられるのかなということとはなかなか難しいものだから、しっかりと対象者に面談をしていただきながら隅々対応していただくことと、チームで職員はやっていますので、そこら辺も考慮していただきながら協力体制をしいていただきますようお願い申し上げたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 育児休業に入る前に出産、さらには産前休暇というものが順番としてあろうかと思えます。そういった中で、職員が勤務がしづらいこともあろうかと思えます。そういったときの職場のサポートは、周りの職員がやっぱり気を遣いながら勤務をしていただくようにサポートするのがまず最優先であろうと思っております。そして、今回の育児休業の取得要件の緩和等も含めまして、育児休業が取りやすい環境を整えた上で、また育児休業終了後にフルな職場に復帰をしていただいて、勤務に対して高いパフォーマンスを発揮していただけるような環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第43号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、本定例会に上程をいたします補正予算案について説明をいたします。

お手元にお配りいたしております令和4年度補正予算案の概要に基づきまして説明をさせていただきますので、概要のほうをお開きいただければと思います。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） まず、このたびの補正予算案の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策事業に必要な経費、燃料価格高騰に伴う公共施設電気使用料に係る経費、災害防止対策に必要な経費や令和3年度に実施をした各種事業に対し、交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、それに対応するための経費などが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,946万5,000円を追加し、総額を141億6,513万1,000円とするとともに、繰越明許費の追加を行う内容となっております。

歳出補正予算の内容につきまして、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては3ページ以降の主な事業内容で御説明をいたしますので、まず3ページをお開きいただければと思います。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） まず、公共施設電気使用料に係る補正でございます。

総務費、庁舎機器等管理に要する経費など複数の項目について電気使用料の増額補正を行うものであります。内容につきましては、燃料価格高騰の影響により、市庁舎など高圧の電力契約施設27施設について電力供給契約を締結しておりました事業者が電力小売事業から撤退をし、他の事業者との新たな契約へ切り替えたことなどに伴い、増加した公共施設の電気使用料4,891万3,000円の追加計上を行うものです。財源については、一般財源となります。

続きまして、総務費、企画調査に要する経費について、企業版ふるさと納税サポート業務委託料165万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、本市の重要な財源の一つでございます企業版ふるさと納税のさらなる獲得を図るため、企業に対する寄附支援の働きかけに係る専門知識を持った事業者へ企業とのマッチング業務を委託するものでございます。財源については、こちらも一般財源となります。

続きまして、総務費、異文化交流促進に要する経費について、異文化交流体験支援事業

補助金150万円を追加計上を行うものです。内容につきましては、外国人と市民との交流により文化の相互理解を深め、訪日外国人の受入れ機運を醸成するとともに、本市の魅力を世界に発信し、本市の知名度向上を図るため、ミスインターナショナル世界大会で来日をする各国代表者数名を本市へ誘致する事業者に対し補助金を交付するものでございます。財源については、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 総務費、市税過年度償還金等に要する経費について、過年度還付金及び加算金390万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、大規模法人の法人市民税に大きな還付金が生じ、過年度還付金及び加算金に不足が生じるため、追加計上をするものです。財源につきましては、一般財源となります。

続きまして、総務費、電算機器管理に要する経費について、システム整備委託料等2,570万4,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、デジタル化による利便性の向上を図るため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とする住民情報システムの改修を実施するものです。対象となる手続につきましては、児童手当の受給資格の認定請求、要介護・要支援認定、更新認定の申請など、子育て、介護関連の手続となります。財源については、国庫支出金を1,270万5,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、民生費及び衛生費、一般事務に要する経費等について、国・県支出金返還金7,894万1,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和3年度に実施をいたしました各種事業に対し、交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから必要な予算計上を行うものです。返還の対象となった事業の主なものにつきましては、社会福祉総務費については生活困窮者自立相談支援事業、障害福祉費については障害者自立支援医療費負担事業、児童福祉総務費については子ども・子育て支援事業、生活保護総務費については医療扶助費、予防費につきましては新型コロナワクチン接種体制確保事業などとなります。財源については、一般財源となります。

次に、5ページをお開きください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 民生費、一般事務に要する経費について、地域医療介護総合確

保事業補助金5,640万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、介護施設等の創設を条件に広域型施設の大規模修繕事業を実施する法人に補助金を交付するもので、補助対象施設は軽費老人ホームを行うこととなります。財源については、県支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。なお、先ほど申し上げました介護施設の創設につきましては、令和4年度当初予算において既に予算計上させていただいているものでございます。

続きまして、衛生費、予防接種に要する経費について、ワクチン接種業務委託料等9,111万5,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症罹患時の重症化を予防するため、オミクロン株対応ワクチンの追加接種を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。

続きまして、農林水産業費、農業振興対策に要する経費について、施設園芸エネルギー転換促進事業補助金450万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、省エネフリー化と経営の安定を図るため、施設園芸を行う認定農業者を対象にビニールハウスにおけるヒートポンプ等の省エネ機器及び内部設備を導入する事業者に対し、事業費の4分の3を補助金として交付するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を150万円、県支出金を300万円充当するものでございます。

続きまして、6ページでございます。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 商工費、観光地域づくり法人設立に要する経費について、竹原観光地域づくり法人設立準備補助金等250万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進するため、そのかじ取り役となる観光地域づくり法人を設立するものでございます。財源については、一般財源となります。

続きまして、土木費、緊急自然災害防止対策に要する経費について、維持補修工事費等4,300万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、災害の発生及び拡大を防止するため、下野町及び港町三丁目において避難路の路肩補強、道路の浸水対策などの道路防災事業を実施するものでございます。財源については、起債を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。なお、場所につきましては、別添で当日配付資料といたしまして図面、また資料等を添付させていただいておりますので、またそちらも御覧い

ただければと思います。

続きまして、土木費、緊急自然災害防止対策に要する経費について、新設改良工事費 1 億 4, 0 0 0 万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、災害の発生及び拡大を防止するため、下野町大王地区においてバイパス管路整備及び排水機場整備などの河川改修事業を実施するものでございます。財源につきましては、起債を歳出予算額の全額に対し充当をするものでございます。

次、7 ページをお開きください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 教育費、教育振興に要する経費について、就学援助費等 1 3 4 万 2, 0 0 0 円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3 年度に実施予定でありました修学旅行を延期をし、令和 4 年度に実施したことにより修学旅行に係る就学援助費及び就学奨励費に不足が生じるため、不足分を追加計上するものであります。対象となる学校は、竹原中学校 3 年生 1 7 名分、忠海学園 9 年生 7 名分となります。財源については、国庫支出金を 4 万円充当し、残りを一般財源とするものであります。

次に、土木費についてでございますが、先ほど説明をいたしました緊急自然災害防止対策事業について令和 4 年度予算として計上することに伴い、事業実施における事務費の一部について起債の借入れが可能となることから、一般財源から起債へ財源変更を行うものでございます。

以上が、歳出予算案の内容となります。

すみません、1 ページへお戻りください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 歳出の説明に併せて特定財源についても触れさせていただきましたので、国庫支出金等の内容については説明を省略をさせていただき、繰越金について、令和 3 年度の決算剰余金の一部を歳入予算に計上し、最終的な収支の均衡を図っているものでございます。

最後に、繰越明許費の補正について説明をいたします。

9 ページをお開きください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 緊急自然災害防止対策事業につきまして、大王地区の浸水対策

について工期が来年度にわたることから繰越しを行うものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

ただ、項目数が多いので、分割していきたいと思いますので、まず最初に3ページ、3ページは3件事業がありますが、この3ページについて質疑のある方、一問一答でお願いいたします。

金森委員。

委員（金森保尚君） 3ページ、企業版ふるさと納税事業についてお聞きしていきます。

業務委託料165万円、この業務委託というのは、期間はどれぐらいのものなのかということと、マッチング業務を委託する、マッチング業務が可能である状況を委託するということなのですけど、どんなマッチング業務を期待されているのかお聞きします。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 企業版ふるさと納税のサポート業務の委託料に関する御質問でございます。

この期間につきましては、今年度中、年度いっぱいということ想定しております。業務の中身につきましては、こういったマッチングサポート業務を期待しているわけなのですけれども、重きはこういう制度の説明であるとか、具体的な企業さんの経営状況などを見ながら、より寄附が見込める企業への営業活動というのを行っていただくことを想定しております。

委員長（今田佳男君） 金森さん、よろしいですか。

委員（金森保尚君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

川本委員。

委員（川本 円君） 同じく先ほどの企業版ふるさと納税推進事業についてお伺いいたします。

今ここに書かれている文章では、ふるさと納税のさらなる獲得を目的としてマッチング業務も行うということでございます。その業者というのは、これは市内業者でよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 現在想定している企業としては、竹原市内というよりは

広島県内を中心に考えております。

委員長（今田佳男君） 県内企業ということ。

企画政策課長（三上満里子君） はい。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） それは竹原市内にそういったものが、マッチングするような企業がないということによろしいですか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） すみません、企業版ふるさと納税の寄附が市内に本社のある企業さんからの寄附を頂くことができないため、営業先として考えているのが最低でも竹原市外、他県、県外の企業さんからの寄附も考えておりますので、そういったところへの営業が可能となるような営業所をお持ちであるとか、そういったところの事業者を今考えております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） はい、大体分かりました。

それで、そのマッチング業務を委託することによって、今ふるさと納税のさらなる獲得ということなのですが、段階的に、計画的に何件増えるとか幾らになるというふうな目標値というのは定めておりますか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 明確にこの企画によって今現在実績を倍にするとか3倍にするとか、それをスケジュールを分けて明確にしているものは今直接ございませんけれども、なかなか今市外とか県外のほうにそういう働きかけ、営業を市役所のほうから全て巡っていくというのはなかなか難しい状況である中で、既に全国、主に首都圏の辺りを考えておりますけれども、そういったところで現に営業活動をされている企業さんへお願いすることで、より接触できる企業が増えると思っております。具体的に数字があるかと言われると、そこはちょっと今のところございませんという答えですが。幾らかの御相談とかお話を受けているところもありましたので、少なくとも今よりは増えるものと考えております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 一般財源からですね、今回の補正予算ということは。今のお話を聞く限り、やってみないと分からないというような感じに、ちょっと取り方が悪いかもし

れないが、そういうふうに関こえました。やっぱりある程度その目標値を定める、これだけをベースはこう刺激したいというような目標値はやっぱり表すべきではないですかね。やってみて、それでは変わらなかったとか、むしろ逆に下がったということになったら、これは目も当てられませんよね。あくまでも一般財源を使って、こういうふうなモーション、竹原市としてはそういうふうなアクションを起こそうと言うのだったら、当然必要になってくるのではないですか。そのことについてちょっと。

委員長（今田佳男君） 課長，寄附成約額の成果型ですかね。ここの説明をされる必要があると思いますけど。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 今回のこの委託料に関しましては成果報酬型ということで、実際に寄附をしていただく、そういうお話が成約した後にその寄附額の15%を報酬という格好でお支払いするということです。ですので、最初からこの160万円という金額で契約というか、それを何もなしに払うというわけではないです。実際にマッチングが成立したときにお支払いをするという形になっております。今現在その目標は明確にはないと申し上げましたけれども、想定しているものは1,000万円程度を寄附頂くことだとか、1か所で1,000万円というわけではなくて複数か所でも想定していますけれども、総額で1,000万円、このマッチングができればいいのではないかと、そこは見定めるのではないかとこの想定で今この予算を上程させていただいております。

以上でよろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） 結構です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 私は、公共施設の電気使用料の増額の補正についてをお伺いさせていただきたいと思います。

小売事業から撤退したということではあるのですが、ほかの事業者と新たな契約を結んだということではありますが、どういった事業者、たくさんの事業者があってその選択に至った理由、決定した理由というものを、それをまずお伺いさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この契約先でございますが、こういった状況もございまして新たな契約先というのがいわゆる最終保障電力契約、中国電力ネットワークしか契約には至

っていない状況でございます。これは本市に限らず、こういった新電力等々で契約されたところが事業撤退になって契約を打ち切られた事業者はほぼこの中国電力ネットワークの最終電力保障契約という形になっておりまして、本市もそういった状況で先ほど申し上げましたネットワークとの契約という形で今結んでいるところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） この夏も非常に暑く、既に1階が地獄のような暑さで業務に当たっている職員の皆様方ではなかったかなと思いますけれども、これによって、切り替えたことによって今までの使用料金とかというものが多少なりとも削減できる効果というのは期待できるものなのかどうか。そういうことではなくという。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） これは、要は電気料の削減効果を見込んでいるというわけではございませんで、もともと削減効果を見込んで契約をしていた事業者が撤退されたということでやむを得ず、これは我々も最終保障契約を結んだということで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後に確認ですけど、対象の施設が27施設増えたという。27施設を網羅して対象となったと、高压電力の契約に修正することができたということによろしいのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 電力契約について高压契約と低压の契約というの2種類ありまして、このたび結んでおりました高压の契約をしていた事業者が撤退をされたということで、この撤退をされた事業者と契約をしていた27施設についてやむを得ず中国電力ネットワークとの契約ということでこのたびさせていただいております。なお、残りの低压につきましては、引き続き新電力との契約が令和4年度からはできておりますので、これは少なくとも今現在では補正をしなければならないほど電気料が上がっていないということで、この先電力事情がどうなるかという不透明な部分はございますけれども、今現在ではそういった補正は今必要としていない。今後はそういう可能性は持っておりますけれども、今現在につきましては高压施設契約であった27施設について、電力会社の契約変更に伴って増額をした部分について補正をお願いしているというようなことでお願いしております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは、4ページ、5ページ、2ページを質疑の対象としますので、4ページ、5ページ、6事業ありますが、ここで質疑のある方は一問一答でお願いいたします。

金森委員。

委員（金森保尚君） 行政手続きオンライン化推進事業について質問いたします。

この手続、住民の方がアカウントを使われて行うものだと思うのですが、端末の種類は、どんな種類の端末を利用可能なのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、マイナンバーカードを所持している方の手続がオンラインで可能となるということでございます。したがって、マイナポータルというものを通じての手続ということになりますので、マイナポータルが使える端末であれば、スマホであったりパソコンでも同様にこれは手続は可能になるというふうに御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 金森委員。

委員（金森保尚君） 端末を使用するということで高齢者の方は非常になかなかないという状況だと思うのですが、竹原市においてちょっとここが弱いところだなと感じているのは、やはり市民の皆さんへのサポート、操作の指導、そういうところが必要かと思えます。なので、それを含めて市民の皆さんの利用度を上げていただきたいかと思えます。回答はよろしいです。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

川本委員。

委員（川本 円君） では、5ページのほうの一番下ですね、施設園芸エネルギー転換促進事業についてお伺いいたします。

今回のビニールハウスのヒートポンプ等の省エネ機器の導入の経費に充てるということですが、その件数と具体的な対象者、また施設のほうを教えてください。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの施設園芸エネルギー転換促進事業でございますが、対象者につきましては市内にございます認定農業者あるいは新規認定就農者ということが対象でございますが、こちらについては施設園芸ということでございますので、ハウス栽培をされている農業者が対象になってまいります。対象者については全体で5者ということでございますけれども、5経営体でございますが、こちらの市のほうで転換制度の活用意向をしまして、活用したいということで申出がありました2経営体に対して今回予算措置を実施しているところでございます。経営体につきましては、果樹農家1件と花卉、花の農家1件ということでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ちょっとよく分からないけど、5件中2件ということ。

委員長（今田佳男君） そうそう。

委員（川本 円君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） いいです。分かりました。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 総務費の行政手続のオンライン化のところなのですけれども、既にもう1階のところでは大きなのぼりが出ていて、これ、たしか6月30日からマイナンバーカードを取得で5,000円、それと健康保険証の利用として7,500円、もう一つ公金の受取の口座の登録で7,500円、トータルで2万円、最大2万円というのが入るということで大きなのぼりがいっぱい入っていましたけど、先ほどの説明によると行政手続のオンライン化の推進事業として対象手続が児童手当の受給資格とかいろいろ書いています。等と書いて、などと書いてあります。そのなどの説明をお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの手続につきましては、先ほど申しましたように子育て、介護関連などということで、全部で26業務が今回オンライン手続が可能となる。これは、来年、令和5年度4月以降それが実施されるということでその事前のシステム改修というような予算になっておりまして、対象事業は全部で26というものがあるのですが、一つ一つ読み上げさせていただきますと、まず子育て関係として、児童手当等の受給

資格及び児童手当の額についての認定請求，それから児童手当等の額の改定の請求及び届出，それから氏名変更，住所変更等の届出，受給事由の消滅の届出，未支払いの児童手当等の請求，それから児童手当等に係る寄附の申出，児童手当に係る寄附変更等の申出，それから受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出，受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更の届出，それから児童手当等の現況届，支給認定の申請，保育施設等の利用申込み，保育施設等の現況届，児童扶養手当の現況届の事前送信，妊娠の届出，こういったものが子育て関係の手続となります。介護関係につきましては，要介護・要支援認定の申請，要介護・要支援更新認定の申請，要介護・要支援状態区分変更認定の申請，それから居住サービス計画作成または変更依頼の届出，それから介護保険負担割合証の再交付申請，被保険者証の再交付申請，高額介護サービス費の支給申請，介護保険負担限度額認定申請，居宅介護福祉用具購入費の支給申請，居宅介護住宅改修費の支給申請，住所移転後の要介護・要支援認定の申請，こういったものが全部オンラインで手続可能となるということでございます。また，必要であれば一覧がありますので，また後ほどそこはお渡しできると思いますので，そういった手続が今後，これは国の制度に，全国的な流れの中でこういったものが今回可能となるということで，令和5年4月からの運用開始を目指しているというところで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） では，そのマイナポイントの申請状況というので，今現段階でどのくらいになるか教えていただければと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 竹原市におきましての現在のマイナンバーカードの取得状況でございます。現在，令和4年7月末現在の集計にはなりますが，竹原市においては49.4%，これが交付状況となります。なお，全国平均が45.9，県平均が46.6となっておりますので，若干竹原市の交付率が全国平均，県平均を上回っているというような状況となっております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

松本委員。

委員（松本 進君） 5ページの新型コロナワクチンの接種事業でちょっとお尋ねしたいと思うのですが，今回10月からオミクロン対応ワクチン接種ということでこの予

算計上をされているのですが、ちょっと私の思いは5回目の接種になるのかなと思っていたら、ここちょっと、2回目を完了したとかいろいろ書いてあるので、ちょっと正確に説明してもらいたいのは、今例えば4回目なら4回目、その接種状況ですよね。特に65歳以上とあと若い人の接種状況がどういった、どのようになるのかなということ、そういった接種された方に今度はこの接種が、今度は予算化されて対応されるのかなということでお知らせいただきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 接種状況についてでございます。

まず、接種状況につきましては、高齢者以外につきましては3回目までということで現在接種が進んでいるところでございますが、この接種状況については74.27%、竹原につきましては。4回目の接種状況につきましては、60歳以上については70.42%というような形で今接種状況となっております。今後、4回目の接種を終えた方については次5回目ということになりますが、こちらにつきましては今回のオミクロン株対応のワクチンの接種ということになりますし、3回接種を終わっている方については次の接種が今度はオミクロン株対応と。まだ2回までしか行っていない方は、もう既に3回目からはオミクロン株対応のワクチンという形になって接種が進んでいくというふうに見ております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 特に竹原市の新型コロナ感染状況でちょっとびっくりしたのが、8月でしたかね、最高は104名でしたか。ちょっとびっくりしたのですが、そういった面ではこういった追加の接種というのですか、これで特に若い人の感染が広がっているというのがちょっとありましたけれども、そこを抑えるといいますか、感染者を抑えるという面では若い人の対策が特別に要るのではないかと思いますけど、そこらの接種、若い人の接種状況とその対策があればちょっと教えていただきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、すみません、今回の補正の中で直接私も担当しているわけではないのですが、所管する部署においてはしっかりそこは啓発も含めて現在接種率の向上に努めているところでございます。特に言われているのが、オミクロン株については感染率が高いということもあって、改めて国のほうも早急に

オミクロン株対応のワクチンを接種ということでこういった措置になっているところ  
ございまして、接種間隔というものがまだ前回の接種から3月以内、今までは5か月経過後  
ということにはなっていたのですが、どうも新しいワクチンの接種についてはその間隔と  
いうものが短縮も含めて現在国のほうで検討をされているというふうにも聞いております  
ので、そういったことも含めて未接種者に対しての啓発というのは今後も引き続きしてい  
くということで今取り組んでいるところでございます。

委員（松本 進君） 分かりました。担当が違うので、ごめんなさい。

委員長（今田佳男君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは、次、6ページ、7ページの2ページで質疑のある方は  
お願いします。

金森委員。

委員（金森保尚君） 観光地域づくり法人設立事業について質問します。

経費の内訳の中に協力隊インターン活動経費とあるのですが、この活動はどのような活動  
を求めて経費とするかをお聞きします。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらにつきましては、協力隊インターン活動  
経費補助金ということで50万円ということによろしいでしょうか。

委員（金森保尚君） はい。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらにつきましては、この法人が具体的に事  
業実施については令和3年4月から本格実施というふうには考えておりますけども、その  
事業実施に当たりましてスタッフを事前に早めに募集したいということから、地域おこし  
協力隊の制度を活用しまして早めに募集し、活動を行っていただくというふうに考えてお  
ります。これに関わる活動経費について、具体的に申しますと地域おこし協力隊ですと活  
動経費、例えば家賃とかそういったものが充当されますので、これらに関わる経費等がそ  
れに含まれているものでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 金森委員。

委員（金森保尚君） この観光地域づくり法人というのは、未来の竹原を変える大きな事  
業だと思えます。四国の大洲市の例を見学に行かれたという報告を受けています。プロジ

ェクトチームを設立されて活動されているという報告も聞きました。そういう今ないものを新しくつくる，そういう事業において準備メンバーも報告いただきましたけども，もっと現場，実際に事業を行われている商店の方々，現場の方にもっとたくさん来ていただいて，その意見を聞きながらつくっていただきたいと思います，そんな感想を今持っております。これはお願いとして発言させていただきますが，御答弁できますか。

委員長（今田佳男君） 答弁できますか。

観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） すみません，先ほどの答弁の一部を修正させていただきたいのですが，活動経費には当然人件費等も含まれておりますので。

先ほどの各事業者の意見を聞いてという部分でございますが，現在本市におきましてはこちらの観光地域づくり法人設立と併せまして，本市の観光の指針となります観光振興計画を作成させていただいているところでございます。この中で各来訪者に対するアンケートとかに観光関連事業者のほうから直接ヒアリングも行っているところでございまして，そういった形で来訪者あるいは事業者の方から意見を聞く中で観光振興計画を現在策定をさせていただいております。この計画が観光の指針となりますので，これを踏まえましてこのまちづくり法人は運営をしていくという形になると思います。現在，そういう形で事業者選びをしておりますけども，事業のスタート後も事業者からいろいろ御意見を聞きながら運営してまいりたいと考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

川本委員。

委員（川本 円君） 同じく先ほどの法人設立事業についてお伺いします。

いわゆるDMO設立プロジェクトチームというふうにお伺いしておりますが，以前に頂いた参考資料というのは皆さんにこれは行っていますよね。財政課長のほうから御説明いただいたのですが，あくまでも概要と予算額，どういう予算ですという説明なのですが，そもそもこのDMOがどういうふうな組織で，どういうふうに設立されて，どういうふうな運営をされるかというのが全然御説明のないままに進んでいっていると思うのですが，せっかく傍聴の方もたくさんいらっしゃるので，分かりやすくどういう形を今後取られていくのか，組織的にね。というのをちょっと説明できますか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） すみません。それでは、少し現在の動きとどのような法人になるのかという部分について説明をさせていただきたいと思います。

こちらの観光地域づくり法人につきましては、まず令和3年度に本市の観光を今後いかに推進して維持していくかということで竹原市観光推進体制検討委員会という組織を設置いたしまして、商工会議所あるいは観光協会さんをはじめ、交通事業者、宿泊事業者がメンバーとして、この会によりまして今後竹原市の観光をどのような体制で進めていけばいいかという検討を令和3年度に実施させていただいております。その中で、まず竹原市では観光といいましたら竹原市観光協会あるいは商工会議所等々、各種団体が実施しておりますが、こういう団体のハブ、中心となる組織が必要ではないかという結論に至りまして、このたびDMOの設立を目指しているということでございます。

DMOの設立でございますが、こちらにつきましては法人格としては一般社団法人を予定しております。こちらのスタッフ、メンバーにつきましては、現在は先ほど予算でこのたび要求させていただいておりますけども、外部人材を登用したいということから地域おこし協力隊の制度等を活用いたしまして全国からこういった経験のある方を募集し、体制を整えていきたいと考えているところでございます。内容につきましては、主にはやはり竹原市の情報を発信していく業務、あるいは竹原市の観光資源等を醸成していく業務、また新規事業者へ、竹原でいろいろ事業開始できるような環境整備をする業務、その他DMOで竹原のものをより売っていかうという、そのような主にはこの4業務について実施したいと考えています。

このたび9月定例会におきまして、補正予算ではこの法人の設立に関わる経費として、法人の設立経費として法人登記、あるいはスタッフ雇用の経費等を受け、予算を計上させていただくこととしております。今後、詳細な事業につきましては、法人設立後、事業計画等をより詳細に組んでいく中で、来年度予算も含めまして次は3月議会でしっかり事業計画等を踏まえた予算について改めて計上させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。その部分は分かりました。

予算についてちょっとより踏み込んで聞きたいのですが、今言われたように設立に関わる予算を今回計上させていただいたということでございます。金額的には250万円です

か。設立後ですね、今度はランニングコストという話になってくると思いますが、設立後のランニングコストは大体どれぐらいを見込んで、どの期間、いわゆる税金、公金を投入していくおつもりでしょうか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 今後の事業計画という部分でございますけども、現在まずは現状の動きといたしまして、法人がどういった業務をしていくのかという部分の整理をさせていただきまして準備経費等の予算をお願いしたところでございます。設立後、具体的にこの事業はこのぐらいの経費をかけて実施していくというのを今後詳細に検討させていただきたいと思っています。ということで、現在どのぐらいの費用が発生し、市がどのぐらい措置していくのかというのは十分積算させていただいていませんので、また積算後報告させていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） まだ未確定ということで答えられないということですね。分かりました。

それと、そもそもこの目的もそうなのですが、竹原市の現状とか課題とか以前から言われていることなのですが、資源がありつつもコンテンツの認識がとどまり、旅行の目的としては認知が呉とか尾道に比べてかなり低いという課題であるとか、周回せずに滞在時間が物すごい短い。結局のところ、地元企業、商店にお金が落ちないというのはよくよくかなり前から指摘されて言われていたことです。それに対して、当然この観光協会も商工会議所も力を入れてきて、改善に努力された。市においても、観光プロモーション、ビデオ、ポスターというような形を取ってアピールしてきたところでございます。なぜここに来てプロジェクトチーム、DMOを設立するのかというのがまず一つの疑問と。では、このプロジェクトチームをつくることによって今までやってきた市の業務ってどういうふうに変化して、また商工会議所、観光協会はどのように変わっていくというお考えでしょうか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まずは、こちらのプロジェクトチーム、観光地域づくり法人設立でございますが、こちらは現在ですと、例えば竹原市のプロモーション業務といたしましたら市外、県外のほうから竹原市においでいただくということで市の認知

度を上げるために竹原市の魅力を発信するという業務が主でございまして、首都圏あるいは都市圏のほうで竹原市のパンフレット等をどんどん配架するなど、市のPRをしていきながら認知度を上げていくというのが主には市の事業であったかと思えます。これによりまして、竹原市のいわゆるメディアに取り上げていただく件数が年間100件程度を超えるということで、一定には市の認知度の向上がかなりできたかと思っています。

あわせて観光といいましたら各観光関係事業者の方がいろいろ取組をいただいております。町並み保存地区内にはカフェ等を大分操業いただいているところがございますが、市のほうではそういうお客さんを来てくださいというプロモーションはさせていただきながら、カフェのほうでは店舗内、各店舗で営業されているということでございまして、より来られた人が、例えば大久野島に来られた人が町並みに来る仕掛けというものがなかなかしっかりできていなかったという部分もございますので、そちらは大久野島へ来られた人が竹原の町並みに来られる商品を創って新たに売り出していくと、そのような部分についてはこれまで市あるいは各拠点でそういう取組をしていたところがございませんでしたので、やはりそういう形で来ていただいたお客さんがいろんなところを回っていただけるような仕組みをより民間に近い形で実施していくための組織ということで考えているところでございます。

具体的には、大久野島に来られた方が町並みに来られるかということになりますと、現在なかなかそういう対応ができていない部分がございますけれども、大久野島へ来て利用された方が町並みの店を使えばこういうのを、セットの商品を売り出していかとか、そういうものを具体的に今後は考えていくようになると思います。そういう形で、またそういう商品を醸成後、これまでは案内するだけでありましたけれども、今後はこの組織が具体的に資格を取りまして販売していきながら収益を上げていくというような組織になりますので、そういうことから市内全域でお客さんがお金を落とすような仕組みをつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 大体分かりました。

それで最後、ちょっと法人体制設立に当たっての意思決定機関というのはどこにあるのかということと、先ほど金森委員から出ましたように竹原市内の地元の企業さんとかお店屋さんの意見を十分取り入れてやってくださいというお話が出ました。にもかかわらず、

外部から地域おこし協力隊を募集すると。あまり竹原の、地のことが分かっていない者を募集して行おうとしているようですが、これにちょっと僕は疑問を感じるのですが、どういふふうにお考えですか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まず、地元の方、関係者の意見ということでございますけども、法人体制については一般社団法人を予定しておりますので、いわゆる理事会が意思決定機関になるかと思えます。そちらについては、現在設立準備会に参画いただいている団体等を基本にメンバーは構成していくようになるかと考えておりますが、いわゆる飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、そういった関係、関連事業者については、DMO推進委員会という組織を立ち上げまして、法人と推進委員会が連携協力をしながら事業の展開をしてまいりたいと考えております。事業者の意見については、そういった推進委員会のほうでお聞きしながら連携を図ってまいりたいと考えています。

すみません。外部人材でございますが、こちらにつきましてはやはり新たな事業を展開するということでございまして、そういった観光関連の業務の経験がある方をお招きしたいと考えております。そういった観点では、市内に限定せず全国で広くそういう優秀な人材を募集したいと考えておりますので、やはり今回については外部人材ということで、よりこの法人運営を、この事業を成功させるためにもそういった人材を募集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） 意思決定機関はどこかというのは。

委員長（今田佳男君） 今出ている。

委員（川本 円君） もう一回聞いてもいいですか。

委員長（今田佳男君） もう一回聞きますか。意思決定機関をもう一度と言われるので。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 意思決定機関につきましては、一般社団法人でございますので、理事会が意思決定機関となります。それで、理事会の構成メンバーにつきましては、現在設立準備会に参画いただいております商工会議所、観光協会、こういった機関を中心に理事会のメンバーは決定していきたいと考えています。

以上でございます。

委員（川本 円君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 私がちょっと気になるのは、観光協会の会費ですよね、会費。会費等については、これは今までどおりちゃんと会費を納めておられるのか。現状だけお伺いしたいのですけど。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 観光協会でございますけれども、この法人設立後も観光協会そのものは存続し活動されることとなっています。ということで、会費収入は引き続き頂きながら観光協会を運営されることとなるかと思っています。

以上でございます。

委員（道法知江君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第39号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（向井聡司君） 議案第39号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

選挙管理委員会事務局長（向井聡司君） 1の提案の要旨でございます。

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動に関する公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことなどを踏まえまして、竹原市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定するものでございます。

2の改正の内容でございます。

選挙運動の公費負担の限度額が表のとおり改定をされております。

(1)でございます。

選挙運動用自動車の使用における公費の支出が改定をされております。

アの一般運送契約でございます。こちらが1日3万6,300円と440円引き上げられております。

イの自動車借入契約でございますが、自動車の借入が1日1万6,100円,300円引き上げられます。それに伴いまして、もう一つの燃料代も1日7,700円,140円引き上げられるところでございます。

(2)選挙運動用ビラの作成における公費の支出が改定をされております。1枚7円73銭となりまして、1枚につき22銭引き上げられております。これによりまして、限度額でございます、4,000枚ということですので3万920円、全体で限度額が880円増加をしているところでございます。

それから、(3)選挙運動用ポスターの作成における公費の支出が改定をされております。

aというところがございます。こちらは1枚当たりの印刷費でございます。こちらが541円31銭に、15円71銭引き上げられております。

bというのがございます。bの欄は企画費と申しまして、色合いですとかデザイン、そういったようなものを、デザイン料ですね、文字の大きさですとかそういったものの料金でございます。こちらが10万5,417円,1,917円引き上げられております。その下に式がございます。こちらが1枚当たりの単価でございます。この式に当てはめると1枚当たり1,115円になります。こちらの1,115円にポスターの掲示場数184か所掛けますと限度額ということになりますので、20万5,160円が限度額となります。4,784円引き上げられるというものでございます。

それから次に、3の施行日は公布の日から施行をいたしますので、適用は次回市議会議員選挙から適用になりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは、10分程度休憩します。

ちょっと待ってくださいね。

ないようですので、ここで説明員入替えを行います。

総務企画部と選挙管理委員会事務局は退出いただいて結構です。

10分休憩しますので、11時25分で再開します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第37号広島県水道広域連合企業団の設立についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（品部義朗君） それでは、議案第37号の広島県水道広域連合企業団の設立について御説明いたします。

議案書につきましては9ページから14ページ、議案参考資料につきましては9ページ、議案説明書につきましては5ページとなっております。

では、すみません、議案書の9ページをお願いいたします。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

水道課長（品部義朗君） 議案の内容についてですが、地方自治法第291条の11の規定に基づきまして、広島県水道広域連合企業団を設立するため、その規約につきまして広島県及び広島県内14市町の協議により規約を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

では、10ページをお願いいたします。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

水道課長（品部義朗君） 次に、企業団設立に関する規約の内容でございます。

まず、第1条に、企業団の名称につきましては広島県水道広域連合企業団になります。

第2条の企業団を組織する地方公共団体につきましては、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町となります。

第4条の企業団で処理する事務につきましては、14市町の水道事業の経営に関する事

務，広島県企業局の水道用水供給事業及び工業用水道事業における経営に関する事務となります。

11 ページをお願いいたします。

第7条から第10条につきましては，意思決定機関であります企業団議会に関する事項でございます。議員定数につきましては19名とし，議員につきましては構成団体の議会の議員または長のうちから構成団体の議会において選挙により選出しますが，構成団体ごとに選挙する企業団議員の人数につきましては給水人口を基準としまして，10万人未満の市町につきましては1名，10万人以上の市町につきましては2名，広域自治体である広島県は3名となります。議員の任期につきましては，当該構成市町の議会の議員または長の任期となります。議会の議長及び副議長1名につきましては，企業団の議員のうちから議会において選挙により選出することとしております。

12 ページをお願いいたします。

第11条から第19条につきましては，企業団の執行機関であります。まず，管理者としまして企業長を置き，構成団体の長のうちから構成団体の長が投票により選挙をいたします。副企業長1名につきましては，任期を4年とし，企業長が企業団議会の同意を得て選任することとしております。企業長及び副企業長のほか，企業団には補助職員としまして必要な職員を置くこととしております。第18条の監査委員につきましては，人数は2名，任期は4年とし，企業長が企業団の議会の同意を得まして事業の経営管理に優れた識見を有する者から選任することとしております。第19条の選挙管理委員会につきましては，人数は4名，任期は4年としまして，構成団体の選挙権を有するもので政治及び選挙に関する公平公正な見識を有する者の中から企業団の議会の選挙により選出することとしております。

では，13 ページをお願いいたします。

第20条の企業団の財務についてでございます。企業団の経費につきましては，料金，企業債，交付金，構成団体が負担する負担金，その他の収入をもって充てることとしております。

その他，施行期日等についてですけれども，施行期日につきましては総務大臣の許可があった日となります。令和5年3月31日までの間は，企業団の事務について準備行為を行ってまいります。また，構成団体の水道事業，水道用水供給事業及び工業用水道事業における事務，資産，負債及び資本につきましては，令和5年4月1日に企業団へ承継する

こととなります。

最後に今後のスケジュールですけれども、議会の議決後に総務大臣に対しまして知事と14市町の連名で企業団設立の許可の申請を行います。許可を受けまして、令和4年11月に企業団を設立することとしております。その後、令和4年12月には構成団体からの企業団議会の議員の選出を行いまして、令和5年1月には第1回の企業団議会を開催する予定としております。その後、令和5年2月の本市の水道事業の関連条例の廃止につきまして議会議決を経て、令和5年4月の企業団による事業開始となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

金森委員。

委員（金森保尚君） では、御質問いたします。

規約の内容を見させていただきました。その前に、規約ができる過程の前に事業計画案、これも見させていただいて、94ページのものでしたが、1ページずつしっかりと見させていただきました。

2点御質問をさせていただきたいと思います。

現在の浄水場5か所、竹原にあるのが、2か所、成井浄水場と中通浄水場、これを統合する新しい新成井浄水場を建設される。これは、企業団が建設されるという計画になっています。この新成井の役割というのがかなり大きなものだなあとこの計画書から察したのですが、過程を詳しくお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） 新成井浄水場の新設についての御質問だということですが、まず新成井浄水場の建設につきましては、昭和42年に建設されました成井浄水場及び昭和30年に建設されました中通水源地、どちらとももう老朽化ということがございますので、このたび統廃合して集約させていただくものでございます。この計画につきましては、平成28年から令和16年度までに水道事業における整備計画であります中・長期整備方針に掲げる計画でございまして、これまでの災害とかそういうことを踏まえまして地震対策のほかに危機管理対策を加えまして施設の強靱化を図る内容となっております。

また、現在の自己水源であります成井水系、上条第1水源、上条第2水源のほか、中通水系にあります中通水源あるいは東上条水源につきましても、今回の整備においても活用す

ることとしております。この間、施設の統合によりまして更新費用や維持管理費経費が縮減されるということと、あとは災害時におけるバックアップ機能の強化が図れるものところとしては考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 金森委員。

委員（金森保尚君） そうですね、もう少し確認の関係なのですが、災害時、災害が起こったときに給水ができなくなる管路とか、給水タンク、給水ローラーが必要になるとか、そういう非常時においてもこの新成井浄水場は役割を果たすというのを見させていただきました。市民の方は非常に安心できる内容ではないかと思えます。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） 危機管理対策、いわゆる災害時の御質問だと思いますけれども、まず今回成井、中通の統廃合、いわゆる新成井浄水場の建設につきましてやはりその部分も今回重要視させていただいております。まず、災害時でどうしても管路のほうで漏水とか起こった場合でありますと当然配水池のほうの水がなくなっていくしますので、大量に水が流れた場合には配水池のところに緊急遮断弁というものをつけまして配水池の水をなるべく流さないような形で、その水を使いまして給水車で運ぶような計画もしております。また、今回の成井水系と中通水系の統廃合によりまして、今災害時におきましては県用水は成井水系のみで水回しをされ事業を行っておりますけれども、今回の統廃合の計画によりまして災害時の県用水の配水の範囲が成井水系と中通水系に広がるということからも含めてバックアップ機能の強化が図れるものと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 金森委員。

委員（金森保尚君） この広域連合というものがやはり広い範囲にわたっての市町の考え、スケールメリットというものを求めているものなのだなというのも考えながら見させていただいたのですけれども、また国あるいは県からの権限移譲もこの企業団が持てるというメリットもあるというふうに書いてあります。この権限移譲のメリットはどんなところなのか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） このたびの事業運営の形態としまして一部事務組合とそれから

広域連合、2通りございます。このたび広域連合という企業形態を選んだということにつきましては、やはりこれからの地方分権を踏まえる中で国からの権限移譲、そういうものを受けやすい受皿として今回企業団の形態としてさせていただいております。住民の意見ということにつきましては、当然今こちらのそれぞれの地方公共団体のほうで直接民訴の請求制度とかこういうものもありますけども、それをこのたびの広域連合においても受けられるような形ということで住民の声が反映できるような仕組みになっております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 金森委員。

委員（金森保尚君） もう一点質問します。

私も含め皆さん気になると思うのですが、竹原市が企業団に参画すること自体がどんなメリットがあるのか、逆にどんなデメリット、教えてください。

委員長（今田佳男君） そういう行動はやめてください。書いてあるはずですよ。お願いします。

水道課長。

水道課長（品部義朗君） このたびの広域連携、企業団に参画することのメリット、デメリットの質問でございますけれども、まずメリットについて説明をさせていただきますと、まず1つ目はこの広域連携に参画することによります国の交付金が活用できるということでございます。一応、このたびの企業団の参画によります交付金制度につきましては10年間国からの交付金を受けられるということになっておりまして、この国費を充当することによりまして今後存在しています老朽化対策あるいは耐震化対策などを前倒しで実施ができるようになるということが1つ目でございます。2つ目としましては、施設整備を大事にしまして国費が充当されるということに併せましてやはり大きな組織の中で業務効率化等を進めることによりまして、水道料金につきましては単独経営を維持する場合と比べて上昇幅を抑制できる見込みとなっております。3つ目としましては、組織体制の強化でございます。広域的な職員の確保、あるいは構成市町の保有します給水車あるいは給水用具、緊急用の資機材の活用などによりまして危機管理体制の強化が図られ、さらなる安全・安心な水の安定供給が可能になるというふうに考えております。最後に、本市におきまして40年間の統合による効果につきましては、やはり国の交付金による負担の軽減が22億円、維持管理コストの経費につきましては15億円、合計40年間で37億円の統合効果があり、水道事業の経営基盤の強化に大きく寄与するものと考えています。

デメリットにつきましては無いものと、こちらとしては考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかございますか。

川本委員。

委員（川本 円君） ちょっと確認を含めてお聞きします。

委員長これ、規約についての御説明をずっとされているのですが、それ以外の関係する事案もよろしいですか。

委員長（今田佳男君） してください。不適切なら止めますから。

委員（川本 円君） すみません。先ほど国からの交付金は10年間受けられるというお話でございました。当然のことながら、先ほど述べられた耐震であるとか古くなった管の布設替え、それから水道料金そのものにも反映できるであろうというお話だったと思います。今10年間とおっしゃいましたが、では10年後は当然、10年後も当然耐震をやるとか布設替えというのは事業として考えられるわけで、当然水道料金にもそれがまた逆に反映されるという可能性があると思うのですが、そのことについてはどういうふうにお考えですか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） 今、このたびの国からの交付金というのは統合による10年間ということなので、この10年間については財源として確保できているという状況でございますけれども、10年後以降につきましては今は国の制度等もいろいろ変わってきている状況がございますので、ここでどのようになるかというところはなかなか難しいところはあるかと思っておりますけれども、やはり企業団の大きい枠組みになれば国からもいろんな財源が確保できるという見込みであるというふうにこちらは今考えております。

委員長（今田佳男君） すみません、静かにしていただけますか。

川本委員。

委員（川本 円君） 見込みであるということでございます。実際問題よく分からないということですね。特に気になるのは、最近はちょっと聞くことが少なくなりましたが、以前は古い管が裂けて水漏れしているよという案件が結構竹原市内ところどころありました。そのために布設替えを急遽したという報告も受けております。今計画されている古い管の布設替えというのは、この10年間においてその財源を利用して大体何%ぐらいを消

化できるというふうに見込みをされているのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） このたびの10年間で、事業計画のうち一応管路更新につきましては約年間2億円程度を今計上しております、大体3キロから年間4キロ程度の更新を今考えております。ということも踏まえまして10年後の今の予定でいきますと、今大体全体が10%ぐらいの管路更新でありますけれども、見込みとしましては大体二十六、七ぐらいを今目指しているというところがございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいでしょうか。

委員（川本 円君） 最後に。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

いずれにしろ安心・安全な水の安定した供給であるとか、先ほどから出ている災害時におけるバックアップ機能の強化ということなのでしょうけれども、10年間に限らずそれは常に何十年も追及していかなければいけない。交付金がなくなったから急激に水道料金がそれに跳ね上がって、結局市民の皆さんに負担をかけるということが一番怖いわけであって、それらを受けやすくなるというお話です。それまでは、まだ現時点では見込みということでございますので、それはしっかり市を通じ国と協議していただいて、できるだけ有利な交付金を得られるように努力してほしいと思います。そのことについて。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） 今度は組織が大きくなるということになりますので、当然施設整備についても、いわゆる本市の企業団の本部とかのバックアップを受けながら施設整備をさせていただくというのは当然予想としてありますし、当然交付金の活用ということでそれが、予定している料金が業者とかが一定できるということでございますので、そのあたりは企業団に参画してもやはり財源の確保については取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） ほかがございますか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、質疑に入りたいと思います。

1つは、規約の7条から10条、特に7、8条で企業団の議員定数19人とか、竹原市の場合上ずった場合は給水人口10万人未満で1人ということで、これは一括質疑のときにも質問いたしました。この定数、議会の定数を含めた規約をつくるということは、前提として我々が議会として考えなくてはいけないのは、今の竹原市の水道事業を廃止するということが大前提になります。廃止して新たなこの企業団、名前が広島県水道広域連合企業団、いわゆる企業団をつくと。そのための規約、ルールをつくるということで、大前提としては今の竹原水道事業を廃止するということが大前提であります。

そこで、私はそこで一番気になるのは、一括質疑でもしましたように、1つは定数の問題が、我々議会としても今理事者から提案があった議員定数の総数というのは今19名。それで、一括質疑で聞いたのは、現在の竹原、東広島等14市町構成の現在の市会議員の数は幾らかと聞いたら252名ということで、現在各町でやっている水道事業に関わる審議ができるわけですけれども、これが全体で見ると、各市町のを合わせると252名の議員がおられる。これが今提案された定数で見ると19人ですよね。ということでは、約7%ちょっとの議員に絞り込まれると。

それで、竹原市で見ると、これも今現在14名が水道企業のいろんな賛成、反対を含めた議論ができると。それが今度は1人が、企業団の選出は1人しかできないということで7%弱の比率になると思うのですが、14から1人ですけれどね。相当大幅な議員の定数になるということで。

私が本会議でも聞いたような民主主義に関わる問題というのは、いろいろ水道事業で今私が思っているのは、竹原市の水道事業に関わって、もし企業団に入った場合は本当に竹原市の今の水道事業、水源8割近くが、水源が竹原市で皆さんに供給しているけれども、自己水源のね。これが本当に企業団に入った場合に今の8割の自己水源、竹原市の良質な安全な水が本当に守れるのかどうかという意見があるから私も心配しているのですが、それに対して企業団に入っても守れるよという意見があるとか。そうはいかない、私の意見ですけど守れないなという意見もあります。

ですから、そういった賛成、反対の意見は闘わせばいいわけですがけれども、議論すればいいのですが、私が言っているのは民主主義の基本として、定数1人というのは企業団で何か問われたときは企業団、竹原市の水道の自己水源のことが議案になるかどうか

は分かりませんが、そういった提起をした場合、1人の意見では、1人の定数ではやっぱり、賛成、反対の議員が選ばれるかどうか分かりませんが、極めて住民の声が届きにくい仕組みではないかと。

というところで、本会議の質疑では一定のやっぱり反映だということと言われたけども、私は一定の反映にはならないと思うのですね。少なくとも先ほど言った企業団、さっき例を挙げた竹原市の水道事業は廃止して企業団に加盟する、そのためのルールをつくりますよという提案がありました。そこで、例えば私がさっきデータを上げたように自己水源、8割くんでいる自己水源が本当に企業団に行って守れるかどうかと。私はそうではないという意見を持っているし、いや、行っても守れるよという意見があるかもしれない。2つの意見があった場合は、少なくともその仕組みが最低が2名とは、最低というのは最低のルールですけども、そういったやっぱり2名以上、2つの意見を闘わせるとしたら最低はやっぱり2名いないと企業団で賛否を問われるわけですから、どちらもいかず両方の意見を言うわけにいかないのですからね。

ですから、守れるか守れないかと問われた場合はやっぱり少なくとも最低2名必要だけでも、残念ながら今1名の提案になっている。ということで一つの質問は、今の19名定数、それは全体でいったら252名の定数から19名、竹原市は14名が1名、これが本当に住民の声が反映できる、賛成、反対はいろいろあってもいいのだけれども、仕組みとしてこの定数1名というのが本当に住民の声が反映できるシステムと考えているのかどうかを再度ちょっと確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） 議員1名の部分が民意が反映されるかというような御質問だと思いますけれども、まずそれぞれの市町におきましては、やっぱり住民の福祉の増進を図るということを目的にしまして、水道を含めた様々な行政配分になっているというところでございますけれども、今回の企業団につきましては水道の運営に特化したという組織になっております。そのため、議員定数につきましても当然、このたび最初に説明させていただきましたように給水人口による一定の基準で定められておりますので、これまでと同様に構成市町に民意が一定に反映されるシステムとなっております。

また、このたび企業団では、企業団の議会に加えて構成団体の長ですね。うちにいます市長とかが構成する市町長会議というものが新たに設置されますので、その中身につきましては企業団全体の事業運営について協議、調整を行うということも新たに今回設

置させていただいておりますので、構成市町の意見が反映される仕組みになっているというふうに考えております。

さらに、水道料金というものにつきましては、住民生活に大きな影響を与えるものでございますので、水道料金につきましても今本市が設置しております水道事業経営審議会と同様な審議会としまして、企業団においても住民代表とか、あるいは有識者等で構成します水道事業審議会というものを設置することにしておりますけれども、これも構成市町ごとに設置をするということになりますので、市町ごとの個別の事情を勘案しながらそこでも審議されるということになっておりますので、そういうことを全体に含めると、やはり民意が反映される仕組みになっているというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ちょっと。もう直前12時なのですが、このまま継続して最後までやらせていただくということによろしいですね。

松本委員。

委員（松本 進君） 一定の反映というのは繰り返される答弁なのですが、それではちょっと別の同じ定数に関わってなのですが、さっき申し上げたように今は竹原市の水道事業は単独経営ですから14名の議員がいろんな立場で議論しようと思えばできます。しかし、それは企業団になった場合は1名しかいないわけですよね、執行機関、チェック機関としてはね。だから、我々議会にも大きく影響することなのです。だから、そういった面では私は1名というのはちょっと、民主主義が反映できる、住民の声を反映できるシステムではないと、それは率直に思うのですね。ですから、もう一回ちょっとくどいようだけれども、竹原市の水道事業を審議するために14名と1名、どちらがやっぱり民意を反映するシステムだと考えていますか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） まず、今回この1名の部分も踏まえまして、先行事例としまして広島県の後期高齢者広域連合の部分につきましても竹原市からは今1名となっております。先行団体の他県の広域水道企業団の事例を見ますと、やはり水道の部分につきましては給水人口をベースにそれぞれ市町の人数を定めておまして、それをこちらも踏まえまして、今の竹原市の水道給水人口を踏まえましてやはり1名というふうになってきますので、そのあたりにつきましても給水人口で一定の基準に定められておりますので、構成市町の民意が一定に反映されるシステムになっておるというふうに認識しております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私の質問は簡潔な質問だったのですが、そこには的確に答えていただけません。それは大変残念だけれども。

委員長（今田佳男君） 答えています。

どうぞ、続けてください。

委員（松本 進君） 私が言ったのは、竹原水道事業を審議するために14名の現在の分と1名ではどちらが民主的な声を反映できますかと聞いたのですよ。どちらですか。答えていますか。簡潔にどちらかと言えばいいのです。

委員長（今田佳男君） 公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 今の松本委員からの御質問というのは議会定数に係る御質問ということで、民意がきちっと反映できるのか、民主主義的なことが担保できているのかという御質問でございますけれども、企業団議会の定数、竹原市については1名。それで、ほかの構成市町も大半は1名の定数ということとなっております。新たな組織、企業団ということでその企業団の議会についてはそういう組織定数となっておりますけれども、この企業団の議員につきましては、その規約のほうで今回案で御提案しておりますけれども、構成団体の議会において選挙で選出される選出者であるということで考えておりますので、そのようなルールになっておりますけれども、議員の方、どの方、誰を選出されるのかというようなところで議会のほうでもしっかり前向きな議論を交わされた上で選出されるのだろうということで、そちらのほうは市議会のほうで建設的に対応されるのではないかなというふうに我々のほうでは考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） だから、今の答弁ではっきり分かるようにね。私はどちらかですか、民意を反映しますかと聞いたのですよ。だから、どっちかを答えるのがこれは正確な分の答弁が必要なんだけど、それが無いということで私は今の指摘しました。

それでは、次の規約上の関係の分で、次にちょっと関連する分で質問したいと思うのですが、第4条では企業団の処理する事務が掲げられて、1つはこの、3つあるのですが、水道事業の経営に関する事務、今やっている14市町の事務が企業団で一括でやることとなります。そして、水道用水供給事業、私は広島県用水、太田川から引っ張っている

県用水のことも言っていますけれども、こういった水道用水供給事業の経営、いわゆる県用水の事務も入ります。もう一つは、工業用水の水道事業経営ということで、この3つの事業が企業団で扱うことになるということで、詳しくは一般質問でやることにしていますから、別のそのときにやりますけれども。

ここで今規約を出されているので聞きたいのは、企業団の処理する事務、これは今3つ挙げて、その1つ目の14市町がそれぞれやっている水道事業の経営に関する事務が今度企業団に移行することになるのですよ。そうすると、竹原市の水道事業の建設工事等の発注ですよ。これは今竹原市が発注していますけれども、今度はそれが、事務が14市町ができなくなるわけだから、企業団がやるようになるわけだから、竹原市が今までやってきた地元業者への建設、水道事業に関わる発注工事は竹原市はできなくなる。今度は企業団がやることになる。ということは、今までどおりの竹原市の発注がなくなるということをはっきりしていますね。ここはあるかないかをちょっと簡潔に御答弁いただきたいと思っています。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） まだ地元業者というものにつきましては、やはり地域によく精通をしているということもございますので、漏水とか災害とか危機管理上はどうしても必須の存在というふうにこちらは認識しております。今回、今企業団で本部と事務所ということがございますけれども、一応本部でやる業務と事務所でやる業務の部分は役割分担が決まっている中で、こちらとしましては大部分についてはこれまでどおり地元へ発注をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それは確かに今まででしたら、竹原市の水道事業として竹原市の地元業者に発注することは可能ですよね、大いに。逆に言ったら、他市からいろいろやっばり入札で、競争入札ですからいろんなやっばり競争性で他市のいろんなのが入ってくる。その場合、一定の規模とか地元育成ということで地元の水道業者に仕事を発注することも可能ですよね、入札制度から見たら。しかし、それが企業団に移行するわけですよ、そういった事務が。移行したら、竹原市のそういった発注したこれまでの事業はなくなるわけですよ。そこは企業団として、それは全然企業団としてやらないという意味ではないのですけど、企業団がやるわけですからね。企業団がいろんな入札基準、県の基準になるのか

分かりませんが、相当やっぱり地元の竹原市の仕事から見たら、今まで竹原市の水道事業で竹原市が発注している事業ができなくなって、今度は企業団から発注することになりますからね。そうした場合に、今度は県のルールの方が持ち込まれたらどうやって、竹原市だけ地元を育成するよというルールがないのにどうやってやるのですか。そこを明確に、企業団に移っても今までどおり竹原市の地元業者を育成するために仕事は発注できますよと。こういったルール、企業団のルールは乗り越えてやるしかないわけですから、そこができるのかどうかを確認しているわけです。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） まず、企業団の入札の関係についてでございますけれども、今企業団としては入札制度につきましては将来的に統一というものを考えている。そういう整理をすることもございますので、企業団開始後、当面の間は経過措置としまして、現在の市町の現行の制度を継続するという事としております。そのルールにつきましても、今当面の間はそのような形でそれぞれの構成市町の入札制度を実施するという事になっておりますので、工事につきましても当然地元のほうの発注の部分というのは大部分行うことになろうというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） そこはちょっと正確に、みんなが聞いているのだから正確に言ってくれなければいけない。今の竹原市の水道事業は、竹原市の権限で地元業者の水道業者に仕事が発注できますよと。それが今度企業団に替わったら、竹原市としては権限がなくなるわけだから、できないでしょう。それを何か、あなたは何か育成は今までどおりにできるというようなことを言うから、どういう権限でできるのですか。そこの規約はどこに書いてあるのですか。

さっき言った事務処理の分は、水道事業、3つの企業団で処理する事務が変わると第4条で書いてあるのですよ。その中で3つあって、その1つが今まで14市町でやっていた水道事業も今度企業団に移行するわけですからね、統廃合したら。今までどおり地元業者に、水道業者に育成なんかできるわけないではないかというのが、私は心配なのですよ。だから、そうではない、企業団に移行してもこれまでどおり地元の業者には仕事を発注する権限がここに書いてありますよと規約上で示してくれなくては安心できないではないですか。私はそれがいいから、そこは地元業者が今までどおり発注できないと大変なことに

なるよと、地元の者が見てもね。

今は、地域の地元業者の仕事を確保するというのは、地域のにぎわいの鍵になるわけですから、公共事業は大きなやっぱり役割を果たしているわけですからね。それが企業団に帰依する。今窓口、当面だけは窓口業務を残すのですよ。当面はね。しかし、この企業団は統合後の運営を市町村ではなく、太田川エリアとか沼田川、5つのエリアで再編する方針なのです。だから、今さっき水源の問題、また一般質問でやりますけれども、どこが守れるのかという担保されているところがないのですよ。だから、さっきこの雇用の問題、仕事の問題、私の心配はそれは違いますと言うのであれば、ここの規約がそうあるから今までどおりできますと言うのだったらちゃんと示してください。私は前からちょっと気になっているわけですから。

委員長（今田佳男君） 答弁できますか。

公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 今回規約の議案、提案の付託案件としては、規約の議案で御提案しておりますけれども、それに合わせてこれまでもその事業計画ということで説明させていただくことに関して、これも踏まえたような御質問は今までも今回いただいておりますので、ちょっとそれを参照ということでさせていただきますと、こちらのほうも組織、職員計画という項目がございますけれども、こちらのほうでいろんな、どういうふうに本部と、我々の今の竹原市の水道課というは、こういう規約というのは、竹原市水道事務所というような位置づけになりますけれども、そういったものですか、そういったものを記載しております。

それで、こういった中でその工務の工務分野、工事を発注する分野の役割分担ということでこれは事業計画書に記載しておりますけれども、原則として国交付金を活用した施設の再編整備、こういった再編整備に係る工事は本部が執行、その他の工事は事務所で執行ということで、従前の管路の更新ですとかそういったもの、こちらのほうはこれも国の交付金は入ってまいりますけれども、こういったような従前の管路の更新、耐震化とか老朽化対策とかそういったものは従前の、今の竹原事務所というところで執行するというところで、この執行の前提としてその発注方法については、これは今のこの事業計画書の明記というところまでちょっと確認しておりませんが、これまでの事務局ですとかほかの構成市町との会議の中で、それぞれの各市町の入札制度によるということで話を確認しております。

それで、今こうした地元業者との兼ね合いでいきますと、私も部長になってちょっとまだ日が浅いというか、そうなのですけども、土日の深夜に例えば水道管のトラブルがあったというようなときに、こういうやっぱり地元の思いをしっかりと持った業者さんが我々の電話一報に応じて対応していただけるというような、やっぱり地元の業者の方がいないと、水道サービスって市内くまなく供給しないといけないサービスでございますので、市民の皆様には直結したサービスということで、業者さんのほうにもそういうような使命感を持ってやっていただいているということなのですけども。

そういうふうな仕組みと申しますか、そういったものをしっかり確保しながらやっつかないといけないというところで、これは企業団設立に向けて県の事務局ですとか構成市町村とかこういったところの中でも、会議の中でもすごく問題意識を持っているということで今そういうふうな事業計画にも書き込むし、制度としてもそういうふうな制度を普及していくというのは確認をしているところでございます。

そういったことで水道サービスというのが非常に市民の方に密着したサービスということで、あらゆる面においてサービスの維持かつ向上が図れるように今回の企業団の設立に当たっては様々な検討を行っていくということでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと同じことになるので一般質問でもしたいと思うのですが、もう一回確認だけしておく、第14条をきちっとあなた提案者だから見てください。さっき私が言ったような正確に字句を読んだわけですからね。3つの事務が、水道事業、市町村がやっている、あともう一つは県用水と言われる水道用水供給事業と、あとは工業用水道、この3つの事業が企業団で事務処理しますよということで、最初の一つの水道事業の経営がどうなるのかということで、本来は身近な市民、さっきあなたが言われたような市民に直結する市民サービスだからこそ、地元業者の育成を含めてきちっと地元業者に仕事を発注する、そういう仕組みだけは残さなければいけない、絶対に。

しかし、ここの事務処理を見る限りは企業団に移行するということになるのですよ。これ読売新聞を見ると、企業団は統合後の運営は市町村ではなく、太田川エリアとか沼田川、5つの地域に再編するのですよということで、私が心配した分は、あなたはそうではないですよというのがこの規約の中にちゃんと明記されて、企業団に移行するのだけれども竹原市の水道事業に係っては竹原市の業者に発注する。その権限は竹原市にありますよ

と書いてくるなら別なのですよ。しかし、書いていないから市町村ではその権限がなくなるわけなんです。だから、発注しようにもできないではないですか。そこをもう一回きちっと整理しておいてください。

委員長（今田佳男君） もう一度答弁しますか。

委員（松本 進君） 同じことになったらしてもらわなくても、今度一般質問でやりますから。

委員長（今田佳男君） 恐らく同じ答弁になります。

委員（松本 進君） だからそんな、同じならいいです。

委員長（今田佳男君） 今の話だったら同じ答弁になりますから、次へお願いできますか。

委員（松本 進君） はい、わかりました。

委員長（今田佳男君） ちょっと待ってください。

異議よろしいですか。

委員（松本 進君） はい、いいです。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） すみません、最後に確認を。

今まで4回、5回、6回、ずっと同じ説明を受けていろんな質問をしてきました。今日は、いろんな勉強会を経た上で皆さんここに座っていると思います。これは企業団に入るかどうかというところを決める委員会であると。傍聴の方も大変多く来られていて、僕もちょっと勘違いしていたところがあるので、もう一回確認したいのですが、広島県用水、水道水ですね。広島県の太田川から来る水道水と東広島のダムから来る水道水が今度入りますね。その水道水が成井水系に入ります。それは企業団に入るから入るのですか。竹原独自でやっても入るのですか。そこがどうも皆さん勘違いをされているような、僕も勘違いしてました。そこはもう一度最後に確認させていただいていいですか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） 県用水に関する質問というふうに認識しておりますけども、こちらは今現在も成井水系のほうに県用水を入れるような形は取っております。その結果、例えば平成30年の災害とか、やはり令和3年の、昨年度の災害等に踏まえてやっぱり断水、いわゆる漏水があったときもやはり井戸がどうしてもそのときに濁りましたので、県用水に切り替えてダムの水を供給できたということもございますので、企業団においても

先ほどからいろいろな質問がございますけれども、自己水と県用水のその部分につきましても別に変えることなく、どちらかといったら10年間つきますが、施設のほうやはり老朽化しているところがたくさん多いということと、管路更新をしっかりとやっていくということで国の交付金を活用して行うということでございますので、先ほども新成井浄水場の新設についても水源を活用するということも踏まえまして、今までどおり県用水といわゆる自己水源、両方をちゃんと活用していくような計画にしております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 要は、竹原水道単独でやる場合も、連合体に入った場合も公共ですよ。広域連合に入る場合も、その水道ということに対しては計画は変更ないということですよ。はい、分かりました。

また、最後。最後を何回も言っちゃいけない。本当に最後。

やはり市民の皆さんの不安は、せつかくある自己水源にいい水が出るではないですか。ペットボトルで売ったこともありますよ。おいしい、安い、いい水が出る竹原市、これをPRしてきました、きたつもりですよ、今までもね。それをぜひ活用して、ただ無限大に水が出るわけではないですから、そういうことも考えながら安定供給も絶対が必要ですからね。多分できるでしょうというわけにはいかない、十分なバックアップ機能も果たしてもらいながらも、やはり安全な、安心な、おいしい地元の水源を大事にしていくという方向では、企業団に入ってもそれは変わることはないと言えますか。言っていただけますか。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（品部義朗君） まず、竹原市の自己水源につきましては、やはり水質とか水量の部分につきましては水質もよく豊富な部分もございますので、当然今回の事業計画においてもそこは生かしていくというふうな形で事業計画も組み立てておりますので、その辺は御理解いただければと思います。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） いいですか。

公営企業部長、何かありますか。

公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 今の広域化ということで、なぜ今広域化が必要なのか、単独では駄目なのかというところで皆さん御心配な部分があるかと思っておりますけれども、それ

を私らはその水道サービス、先ほどから言っていますけども、市民の皆様に直結する行政サービスということで日々これまでもサービスを安定的に、安心して安全に供給できるように努めていっているところです。先ほど課長のほうも説明しましたけども、平成30年の豪雨災害ですとか、昨年度の豪雨災害でも一部の地域の方には管路の破断というところで、断水というところで供給が一時できなくなったというようなところで御迷惑をおかけしているというところで、そういったような事象があれば、ないように我々は日々努めていくわけでございますけども。

そういったようなサービスを確保していくという上で、正直我々の今の施設、竹原市内の水道のサービス、施設といいますのが結構市内の面積が広いというところで、そこを市民の皆様方に一軒一軒水道を供給していかないといけないというところもございまして、そういったような今後も老朽化がどんどん進んでいくというところの対策などもしっかりやっていないと、それらの漏水対策というの、ちょっとこれはあってはならないのですが、頻度がどうしても上がってきてしまうというようなことがございます。そういうのを未然に防止するために対策を打っていかないといけないというところでそういったものですとか。

あとは万が一、何か災害等が発生しても迅速に対応ができるように、今実際には職員がきゅうきゅうな状況でやっております。先ほど言いました土日の深夜に対応するというようなところがあったり、またその週明けで月曜日にまたそのもろもろなものがあったりとか、そういうようなのが続きますとなかなか今の職員の体制では継続して対処していくというのは難しいということが。というところで、今の広域の企業団ということで大きな組織になっていけば、そういうふうなものもしっかり組織的に対処していけるというところで、そういったような大きな見地に立っていきますと、我々としては企業団ということに対して進めていくのが市民の皆様に安心してサービスが供給できるのではないかというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただければと思います。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午後0時20分 休憩

午後0時21分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしということで。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） まず1点目なのですが、先ほどから出ているDMOですね。話を聞く限りではすごいいいな、いいことで、民間の力を利用しつつさらに強化していくのだというふうには映ったのですが、もらった資料を見るとやっぱり特に目新しいことが、内容があまりないわけですね。特化したものがないと。ただ、今まで市が着手できなかった、例えば収益事業が絡むような事業については、民間にすればできるでしょうというような感じに映りますね。やってみないと何とも分からないという、確かにそうなのでしょうけども、ちょっと何年後先がどういうふうな、よいほうに育っておりますかとか、それに対して民間がどれだけ潤うのかというのがちょっと見えにくい部分があったので、ちょっと私今すぐにこれが賛成、もろ手を挙げて賛成できないというような感じなのですが、今のところはですね。皆さんはこの事業についていろんな意見を出されたと思うのですが、どういうふうに思われているかというのをちょっと委員長のほうで聞いていただくことはできないでしょうか。

委員長（今田佳男君） 採決がこれからありますからね。それぞれ思いがあってと思うので、発言をできる方に限ってと言うとあれですけど、全員に振ることはないので、こういうふうな思いがあると、今の川本さんの意見を聞かれて自分はこういうふうに思っているというのがあれば。話をされて川本さんの意見がもしかしたら変わるかも分からないというところがあるのでしょうか。もしもいろんな御意見があればしていただきたいと思

ます。

金森委員。

委員（金森保尚君） 失礼します。

私は、今年このDMOについて勉強させてもらったので意見させていただきます。

法人をつくるのとDMO登録は別なのですね。法人をつくって、その法人が各町で実績、活動できているのであったら、それを国がDMOとして指定認定する。認定されるとどんなメリットがあるかというは大きなものだと思うのですが、国の観光庁からいろいろな施策が出る、観光庁に関係する省庁からも施策、観光に対する施策、それを使えるという状態になる、このDMOの認定がいただければ。その代わり、認定というのはかなり、簡単ではないのですね。そのマーケティングの考え方そのものがしっかりしていないと認定をいただけないというようなものでした。なので、この方向、方向として国の力を借りながら竹原市の観光事業を広げるといえるのは間違いないと私は感じています。

以上です。

委員長（今田佳男君） 賛成で。

委員（金森保尚君） 賛成です。

委員長（今田佳男君） 賛成ですよ。だから、これをやることで広がっていくという、資料なんかを読み込みされてそういうふうに使われているということですね。分かりました。

ほかございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） ここは委員間討議になるのですか。

委員長（今田佳男君） もう委員間討議で。

委員（道法知江君） 新たな3年間の活動実績で国は認定すると。やっぱりその3年間って、昨年頃からこれを準備していたのに、5月で。今に至ってこの時期に委員会ですって、この途中の変更というのはなかなか理解できなかったなという正直な今の思いです。なぜ1年半、1年間半、昨年の5月から進めてきていて、この9月議会になってこういった説明になったのか。それと観光協会はまだ残るのですか、一定期間。そのことについて審議が足りないのかなという気はします。

委員長（今田佳男君） 一応は本予算のときに計画で予算が出ていて1,000万円ぐらいだったと思うのですが、そこで二選したら一遍説明をしたという考え方だと思うの

ですけれども、言われるとおりにこれから先どういうふうに進んでいくかということについて工程表というか、そこらのところがもう少し明確にはしていただきたいという思いは私もあります。

委員（道法知江君） 私は、3年間の活動実績の審査が下りて、DMOというのが認定されるのが本当にいいのですか。途中経過が分からない。

委員長（今田佳男君） 金森さんが一応前向きでやったほうがいいということで、この件については賛成されているということなんです。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕は、設置条例ですから、これを設立してまだこの事業体がやるかによっても、やり方もスピード感も変わってくると思うんですよ。だから、ぜひいいところに入札を落としていただきたいということと。それから、その後の予算もまたつけないといけけないので、そのときにはまた内容を吟味しながらやったらいいと思います。ただ、3月の予算のことが今やっと形になったので、遅いかというとうどうなのかなという気はしますけれども、でも少しでも早いほうがいいのではないのですか、こういうことは。それで外部人材の頭脳を使ってどんどんやっていきたいということ、稼ぐ力というところが今までなかった、足りなかったんで、そういう目標に対して初めての取組だと思えますけれども、どんどんやっていくのに我々が協力したらいいのではないかなと思います。ただ、この後はどういう方向で行くかは分かりませんが、予定みたいなのをちょっと分からないなりにもう少しの説明が欲しいので、再度呼んで質問されたいのではないのですか。僕はほぼ賛成だと思っていますけれども、もう少し説明していただいたほうがより賛成に近いかなと思います。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 今、大川委員が言われたように今回初期の段階の登録料であるとか、その協力隊側でお金しか計上されていないのですよ。つくる上のお金を予算計上して。先ほど途中で言いましたように、これからは毎年毎年これにはお金を投入するわけです。幾らかはまだ茶を濁したような言い方をしましたけど、恐らく一般財源からどういう名目で入るか分からないですけど、それがまだ皆目まだ見当もつかないと言われるとうどうなのだろうと。何年かという計画性もちょっとはつきり言われなかった。大体法人であれ企業であれ、そういったこういう事業を起こす上で何ら計画もなく起こすような企業はありませんし、まして公金が使われようとしているのですから、なおさら逆に何年間で

いくら、年間いくらほど使って行って、最低でもこれだけの事業展開をして、どれだけの収益を上げたいのだとやっぱり言える状態で設立をしないと、取りあえず設立してから考えるのですよというのはちょっと僕的には物足りないような気がしたのですよね。それはまた聞けるのですか、この後。

委員（大川弘雄君） 呼べばいい。

委員（川本 円君） 呼んで後。

委員長（今田佳男君） だから、いや採決が。

委員（川本 円君） 採決だけなのですか。

委員長（今田佳男君） いやいや、採決できないでしょう。採決しますか。

委員（大川弘雄君） だから、呼んで聞きたいのだから、呼んだら。

委員（川本 円君） いやいや、それはこの流れ的に聞けるのですか、この後。

委員長（今田佳男君） みんなが呼んだほうがいいということになれば。

委員（川本 円君） それを知らないから。もう採決しかしないと聞くタイミングがないので。

委員長（今田佳男君） だから、どうしても呼んでくださいという話になって、ここで諮ってみんなが言え。だけど、もう金森さん賛成だと言われているので。

ちょっとすみません。今、川本さんからああいう。ほかに何かありますか。ほかになかったら。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 松本さんが一応水道反対ですよ。

委員（松本 進君） 分かりません。採決のときに言います。

委員（大川弘雄君） 委員会というのは、みんなで採決してこの議案に対して賛成かどうかを言うのだから、みんなに反対してもらわないと松本さんが主張したって何も通らないですよ。だから、私はこういう理由で反対ですからと言われるのでしょうか、僕が今思っているのはさっきの言葉にすると、後期高齢者医療のところは議長が行っているではないですか。それは市民の声を聞いていないという、民主的ではないと思っておられるのですか。

委員（松本 進君） 私も1人の定数を選ぶときは反対しました。後期の制度で反対しました。それで今言っているのは、後期医療は人数が少ないという意味ではないですけども、後期高齢者というのは75歳以上の対象になっていますからね、この後期高齢者医療

はね。だから、それは人数が少ないから賛成、反対という意味ではないのですけど、私自身は後期医療の制度そのものには反対しました。制度はね。だから。

委員（大川弘雄君） それは民主的ではないという意味で。

委員（松本 進君） そうそう、それはさっき言った、そう言ったんで。

委員長（今田佳男君） 一貫しているということ。

委員（松本 進君） そういうものは、一つはね。そういう一つの制度から。

委員（大川弘雄君） 同じ考え方。

委員（松本 進君） そうそう、というのはありますね。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） それと、松本委員からの質疑の話の中で聞いて気になったのですが、松本委員が主張された、企業団に入ったら大本が工事とかいろんなことを発注をかけてやるから地元の育成とか、その発注業務に支障が出るのではないかという質疑だったと思います。それで、部長が答えて、ここに書いていないけど別資料で、大まかな幹線事業については企業団がやって、竹原でいうと竹原の例えば先ほどから言っている布設替えとか、細かな導水工事については竹原事務所で執り行う、そこから発注するという事だったと思うのです、僕が間違えてなければ。ということは、竹原に限っていえば、県が采配を振って、極端なことといえば東広島の業者を呼んできてやるようなことは、これは物理的にも考えにくいし、部長は必ず竹原事務所が行うということだったですよ。ちょっとそれを僕が聞き間違えではなかったら、そういう理解でよろしかったですか。

委員長（今田佳男君） そういうこと、そういうことです。

松本委員。

委員（松本 進君） 私がさっき言ったのは、規約を見る限りにおいては今まで竹原市でやってたのですよね。単独経営の場合は、竹原市の場合は竹原市のいろいろな工事をね。竹原市の事業を竹原市長が発注できたと思うのです。しかし、それが今度は運営そのものが企業団に、事務処理が企業団に処理する事務になりますよと第4条に書いてあって、その中で一つのさっき言った水道事業、今までやってきた水道事業が、竹原市が権限を持ってやるなら別なのですけども、そうではなくて、事務所を置くというのは書いていますよ、この事業計画には。

委員（大川弘雄君） でも、部長はそう答弁されました。

委員（松本 進君） だから、事務所が権限を持って、竹原市が従来どおり権限を持って

やるというのと違うのですよ、これだったら。規約を見るとね。

私は何回もやったのだが、同じ答弁になるからもう下がったんですよ。

委員長（今田佳男君） 質問されて、部長が答弁されて、区分けはされたけれども、国がやるのと、県がやるのと、それから地区で竹原でやるのというのを分ける決まりがありますという答弁がありましたので、そこを松本さんがちょっと、ここに書いてないよということで納得できないというようなこともあるのでしょうか、一応質問をそこで切られたので同じ繰り返しになるからもう。

委員（大川弘雄君） だから、それがどこに書いてあるか示したらいいのでしょうか。根拠がないと言うのでしょうか。

委員（松本 進君） そうです。

委員（大川弘雄君） 松本さん、1ページしか見てない。細則読んで、それはどこですと言わせたっていいのです。

委員（川本 円君） あれ、部長が何か資料を後から出してめくって読んだじゃないですか。あれはここにあるのですか。

委員長（今田佳男君） ない。

委員（川本 円君） ないの。だから、それを読み上げたのはどこのもので、どこの文章からこういうふうになっていますよと示してもらえばいいわけでしょう。

この条例にはそれが明記されていないけど、中身について聞いているんだったら、それは明確にすればいいのではないのですか。

委員（松本 進君） そうです。

事業計画、これを読んでみてください。ずっとありますからね。例えば、この19ページの分も業務運営計画というのがあって、これは業務運営の基本的な考え方になるのですね。ここには、事業開始は構成団体の体制を維持するけれども、統合の強化によって次の業務改善はこういう形であると。いろんな効率化を書いてあって。だから、ここには同じように開始時は構成団体の体制を維持するのだけれども、その権限があるとはここには書いていないわけですよ。

委員（大川弘雄君） だから、聞きましょうよ。松本さんが何やかんやと言ってもしょうがない。

委員（松本 進君） だから権限が、さっき聞いたのだけれども、そこははっきり言ってなかった。

委員長（今田佳男君） ちょっと待ってください。松本さん、ちょっと待ってください。

今の件についても水道に確認でということになります。

委員（川本 円君） それは部長呼んでもう一回ちょっと。

委員（大川弘雄君） だって根拠がどこかを教えてもらわないと。

松本さん、その根拠が分かっただけいいのですか。

委員（松本 進君） 権限がある根拠が分かればいい。

委員長（今田佳男君） ちょっと切ります。松本さん、ちょっと。大川さん、ちょっと。

2つ出ましたので、まちづくりとそれから水道と呼んでもう一度確認させていただく  
いうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、呼びますので、5分ちょっと休憩します。

午後0時40分 休憩

午後0時41分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど委員間討議の結果、改めて質疑の必要が生じたので質疑を再開いたします。

DMO、補正予算のDMOの件についてももう少し今後の計画、それから見込み等を聞きたいという意見がありまして、それで委員会で諮ったところ、もう一度聞かせていただきたいということになりまして、川本さん、もう一度お願いできますか。

川本委員。

委員（川本 円君） すみません。1回で済ませればよかったのですが、何回も申し訳ないです。ありがとうございます。

DMO、法人を設立するというお話でDMOを、実績をもってDMOに認定されるようにという動きだと思いますが、この法人をつくるにしても、企業、一企業、お店を立ち上げるにしても、やはり計画性を持ってやるのが当然のことなのですね。やってみないと分からないというような企業、法人、お店というのは聞いたことがございません。課長の説明では、何かそちらのほうで取りあえずつくるんだというようなニュアンスに聞こえたので、いま一度お聞きします。答えられる範囲で結構でございます。

今回この法人を設立した上で、今後何年計画でどれだけの収益を見込んでいるのか、またそれに対して毎年どれぐらいの金額を、交付金を投入して、それを維持していくのかということをもうちょっと明確に、言える範囲で結構です。それがないとどうもちょっと煮

え切らない、腑に落ちない点がありますので、そのあたりをお願いできますか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） すみません。初めの答弁でしっかりその部分を説明させていただけなかったことを申し訳なく思っています。

まず、法人の業務内容でございますが、午前中の答弁で4部門で実施させていただくということを御説明させていただいたところでございますが、その業務の具体的な事業、一つ一つのこの事業をいつから実施していくか、どの内容のものをしっかりやっていくかということにつきましては、当然PT、DMO設立プロジェクトチームの中でも議論はさせていただいているところでございますが、現在、午前中にも説明をさせていただきました竹原市の観光推進の指針となる観光振興計画を作成させていただいております。こちらの中でしっかりどういうことを取り組んでいくかという案を、観光振興計画については5年間の計画期間として作成をさせていただいております、その中で市全体としての取組の計画を作成させていただいております。

これと連動した形で、先ほど説明をさせていただきました4業務の中身をしっかり具体的に計画をこれからつくらせていただきたいと考えております。その中で、事業についてはいつからこういうことを実施させていただきますという5年間のうちの計画をつくらせていただくこととしております。ということで、5年間の計画に基づいた活動を行っていくという形で当面はさせていただきたいと思っております。

また、収支計画につきましては、市の事業で現在使われている予算が当然ございますし、それを法人のほうにどれだけの業務をしていただくかという部分につきましては、プロジェクトチームのほうでそのあたりを今後しっかり検討させていただきたいと思っております。収支につきましては、この5年間の中でしっかり計画をしていただくということで、まだ具体的な事業が、申し訳ない、柱部分は4項目決まっているところなのですが、これからという部分もございますので、数字的にはちょっと現在報告させていただくという部分がございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） ということです。

川本委員。

委員（川本 円君） これから5年間計画をしっかり練るのであるということでございます。それと、午前中にもお聞きしましたこれからのランニングコストですね。今使っておられる、例えば観光プロモーションで使っておられる予算がありますよね、毎年毎年。そ

の部分で恐らくこっちのほうに、法人のほうに回るのではないかなと僕は勝手に想像しているのですが、そういうふうには思っているのですが、そうなのか。もしくは、別枠でまたその予算を計上するのか。というのは、やはりそういったプロモーション事業もこの法人にやっていただくわけですから、極端なことをいえば、市としてはそういった業務は行わないと、こっちに預けるのだ、こっちでやってもらうのだから、予算は今まで自分の市内に使っている予算を回しますので、どうぞ自由に利益が上がるようにやってくださいよというような流れになるのかなというようなイメージを私は今持っているのですよ。そのあたりもまだ決められていないのですか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 業務の仕分及び実施の体制と申しますか、その方向性でございますけれども、いわゆる市の竹原のプロモーションという部分については法人のほうで実施していくという方向性で現在調整をしております。費用についても市の業務を実施していくということになりますので、一定額についてはやはり措置する必要があるかなと思っておりますけれども、その金額が増えるようであれば、両者がやることによって費用がかさむというのはやはりいかなものかなという部分もございますので、現在活動している範囲の中でやっていく、方向性は今そういう方向で考えていきたいと思っております。なお、法人については、これまで市のプロモーションにおいては収益事業というものがもちろんできておりませんが、法人設立によりまして一般社団法人として収益事業にも取り組んでまいりますので、そちらでいわゆる稼いだ金額が今後プロモーション活動の費用、法人の活動費用に充当していくということで考えておりますので、しっかり稼いだ上でそういう市に関わった経費についても充当できるような取組にしていきたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） これ、閉会中審査の中に入っていましたかね。

委員長（今田佳男君） 所管事務でしょう。観光は入るから入りますよ。

委員（川本 円君） 入っている。

いずれにしても、新規のすばらしい内容だとは理解しているつもりではあります。やっぱり一番よく言われるのは、常日頃から委員会なり何なり逐一報告をしていただきたいのですよね、公金を使っている以上。たまに立ち話で聞くことはあっても、公の場でどういふふうに進んでいるとか、どれだけの収益が上げてあるのかというのがなかなか伝わっ

てこないところがあります。産業振興館とかレタス工場もそうですけどね。これを機にではないですけど、できるだけ短いサイクルでその収益的なものが言える状態になったときでいいですけども、報告をしていただけるように強くお願いしておきます。それについて。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） すみません。こちらの観光まちづくり法人の設立準備につきましても、事業計画が一定に固まり次第、また皆さんには報告させていただきたいと思います。あわせて、産業振興館のこともございましたけれども、そちらについてもまた調整をいたしまして報告させていただけたらと思います。

以上でございます。

委員（川本 円君） 結構です。

委員長（今田佳男君） ほかの方はよろしいですか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、観光DMOについてはここで質疑を打ち切ります。

よろしいですね。

説明員入替えて。水道、このまま行こうか。すみません、このまま行きます。

もう一件、水道の件に関しまして松本委員さんから質疑があった中で、企業団、水道事業の経営に関する事務という、企業団の処理する事務という審議の中で松本委員さんが危惧されているのは、市内業者の育成というか、市内業者の受注の件を決める、それに対して質疑がありました。その件について今部長さんの答弁がありまして、松本さんの持たれてる資料では、今頂いている表のペーパー、それから今までのペーパーの中で部長さんが言われたようなところの該当箇所が発見できないということがありましたので、その点について御説明いただきたいと思います。

公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 先ほど御答弁いたしました企業団になって以降、企業団における工事の契約の制度と考え方の部分で、先ほど少し引用しましたが、どの資料かというのをはっきりお伝えできておりませんで申し訳ございません。私が触れましたのは、これ、ですから事業計画に係ることということで今日、本日も御質問いただきましたので、その部分での参照ということでお伝えしたのですが、全協、全協以外のときに企業団の事業計画書、事業計画というのを別冊でお配りしたと思います。先ほど金森市議のほうは何ページにあるというふうなお話があったのですが、これは38ページのとこ

ろで工務という部分、7の工務というところがございまして、そこに発注の方法ですとか本部との役割分担とかというのが。

委員長（今田佳男君） 部長，ちょっと待っていただけますか。

出ますか。今出しております。

公営企業部長（梶村隆穂君） 概要版でいきますと、概要版は11ページの辺りです。

委員長（今田佳男君） 何ページですか。

公営企業部長（梶村隆穂君） 11です。

委員長（今田佳男君） 概要版の11ページ。

公営企業部長（梶村隆穂君） 第5章の業務運営計画というところがございます。

委員長（今田佳男君） 出ましたが、皆さん出ましたか。

よろしいですか。

部長，続けてください。

公営企業部長（梶村隆穂君） この中で横置き資料の右側のほうに載っている、中段よりやや下に工務という項目がございますけれども、そちらのほうに「再編整備は本部が執行し、その他の工事では事務所が執行する。」ということ。あと、「入札契約制度はR8年度に統一し」と書いてございますけれども、「統一までは各市町の制度に準ずる。」というふうに書いてます。最後は、御質問があったその工事業者の関係でございますけれども、「技術研修やノウハウを有する工事事業者と連携し、工事事業者を育成」ということでございます。より詳しく事業計画書の本編のほうで書いておりまして、こちらでも御覧いただきたいと思うのですけど。

委員長（今田佳男君） ちょっと待ってくださいね。

部長続けてください。

公営企業部長（梶村隆穂君） これは今概要版でございますけれども、この基となるものが一番最初に申し上げました事業計画ということで、これも別冊ということでお配りしておりますけれども、こちらのほうの38ページに書いておりますけれども、これはですから今回の準備協議会におきまして、このたび議会で御審議いただいている規約案とともにこの事業計画というの準備協議会のほうでこれで行こうということで確定させたものでございます。県とあとは構成市町がこれでやっという、これに基づいて広域連合企業団の業務を進めていこうということで策定したものです。ということになりますので、これに基づいて進めていくものというものです。そういう意味で今後の業務の根拠ということで御

紹介させていただきます。ということです。

委員長（今田佳男君） 松本さん、よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私が質問したのは、今回規約の改定の方で提案された方で、さっき第4条には企業団が処理する事務は3つあるということで確認できているものですが、その中で特に竹原市の水道事業、今竹原市が発注している水道事業が企業団に行ったら竹原市としてできなくなるのではないのかと、権限がね。権限がなくなるのではないのかというのが一番聞きたかったところの中心になるんです。

それで、今の工務計画というのがあって、確かに再編整備とかその他のこともありますけれども、私もう一回確認しますけれども、少なくとも今まで竹原市が中・長期整備計画、これはまだ執行できていないところがちょっと問題なのですが、1つは中・長期整備計画をつくって、施設整備計画をつくって、それを今度竹原市がいろんな工事の発注ができる、この権限が企業団に移ったら、企業団に移るから竹原市はなくなるのではないか、入札の発注の権限がね。なくなるのではないかというところを確認したのです。

それがここの、それは規約に書いてあるね、水道事業、今までやっていた第4条の第1項は企業団に移りますよということになるわけですから、権限が竹原市ではなくなるのではないかと。それは地元業者の育成で今までいろんな入札制度で育成の観点から対応していたけれども、それが今度企業団に移ったら、竹原市としてはそれが関与できなくなるのではないかということをお願いしたのだけでも、そこはまずどうなのかということ、この規約なんか書かなくていいのですね。そこはちょっと確認したかったのです。

委員長（今田佳男君） 公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 確かに企業団移行後は竹原市内の水道施設の関係の工事というのは企業団での発注ということで、ですから契約者名とかそういったものは当然企業団ということでありまして、今の発注の計画などにつきましては、今回この事業計画として計画書にも盛り込んでおりますけれども、どういうふうな部門で工事を進めていくとか、今の新成井浄水場とかも含めて今の計画書に盛り込まれたような形になっております。

ですから、企業団も当然これに踏まえて進めていくということもありますので、ここを基に、ここに記載のとおりで進められていくものというふうに考えておりますし、今の御質問のポイントは地元の業者さんへの発注がどうなっていくのかということだろう

と思うのですけども、そういったことは先ほどちょっと申しましたけども、ほかの市町のほうも、我々もそうですけども、ほかの市町もやはり各市町の隅々まで供給していく管路のことの維持管理とか工事ということになりますので、やっぱり地元業者の方に携わっていただくというのがやっぱり大前提になりますので、そういったものを考慮したようなこの計画書にもなっているということで、委員がおっしゃっていることは常にそういうようなことは配慮して進めていくということで、竹原市としての企業団への関わり方というのは制度として仕組みとして、それについてもいろいろと御質問いただいておりますけども、これまで御説明したような仕組みにおいてしっかり確認をしていくようになるのかなというふうに思っておりますけども、今設立時についてはそのようなルールでしっかり整備されているということで認識しております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確認として言いますけれども、今部長が言われたのは私が言った分の危惧することを言われたのだけれども、もう一回くどうようだけれどもね、これまで竹原市が単独経営の場合、これまで竹原市がいろんな整備計画をつくって、その竹原市内の育成の観点から竹原市の水道事業に関わって竹原市が発注してきたと。その発注の権限が企業団に移行するというのは間違いないと言われたのですね。それは確かだと思っておりますけども、だからその企業団に移るわけですよ。そこは間違いないですよ。これは今部長もそう言われました。

それでそれを補いたいのですけど、この事業計画の、概要版ではなくて事業計画の43ページに施設整備計画というのが第6章で書いてあるのですね。これ、ちょっと皆さん読んでもらいたいのですけども、この第6章の施設計画には施設整備の基本的な考え方としてここに書いてあるし、「施設は市町村単位ではない」と、「市町村単位ではなく自然流下云々」と書いてあって、今度は5つのエリア、竹原市は太田川ですけども、太田川エリアになりますけども、この5つのエリアごとに将来の水事業を見据えた上で次の考え方により再編整備を行うというふうな施設整備の基本的な考えがここに書いてある。ここは市町村のやってきたこの施設整備を企業団に移行するというのは明確に書いてあるわけですね、ここに。

ですから、さっき部長が言ったように、今まで私が質問したように、今まで竹原市が発注してきた水道事業の発注権限は企業団に移りますよというのは間違いないということだ

けはここに全部書いています。

委員長（今田佳男君） もう一度。

公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 企業団移行後は、もちろん施設整備などの契約とかといったようなものは誰がしているのかということになりましたら企業団の契約ということになりますけども、ですから松本委員が御指摘のような話もいろいろこれまでも関係市町ですとか県との協議の中でいろいろ様々な意見が出たというところでこれまでもお話ししていますけども、市とその企業団との関与の仕方というところでいろいろな、先ほどの課長の答弁でいいますと市町長会議、そういったもので意見がきちっと述べられるような仕組みはもうできているということで進めていくということで考えています。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

ほかよろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） ちょっと色々言われてちょっと頭が混乱してきて、ちょっと確認を含めて聞きますが、松本委員がおっしゃったように企業団に発注業務とか大本は行くと。そこから竹原市内の工事については発注、入札とかして、経てから結ぶのでしょうかけども、実際その上に地元業者を全く使わなくてと極端なことを言うのですよ。東広島の業者が竹原市に来て水道工事を行うということはないわけですよ。物理的にもちょっと考えにくいことですから。当然竹原事務所に、事務所と言ったら変になる、事務所の管轄内でやるということは基本ですよ。基本的には竹原の業者がその水道工事を行うというようなニュアンスでよろしいのですか。

委員長（今田佳男君） 公営企業部長。

公営企業部長（梶村隆穂君） 今の事業計画書の本文のところで言いますと、入札制度、当面の間は今の制度でということになっておりますけども、入札された資格者名簿、これについては構成団体で名簿を作るというようなところもございまして、基本的にはもう地元の業者でこんなものは対応していかないといけないということで。竹原市の実態で言いますと、管工事業組合ですとか、ほかの市町のほうではそういった管工事業組合とか似たようなものがございまして、竹原市の中ではそういうのはございませんけども、そういったような今の水道工事に関しての取組をされている業者さんとかも現在常時いらっし

やいまして、そういったようなところもあって我々のほうも当然なのですが、それはやっぱり各構成市町が集まって大きな仕事をしていくというような中で、今の地元に、今のその小さい道路に入っていくような、埋まっているような管路の整備ですとか維持とかというのは、実態的にもほかの市から入ってくるというのは私は難しいのではないかと、いうところがございます。制度としても地元業者を優先して発注して、ここにある事業計画でも工事業者の確保を図るというような形にしてありますけれども、そういったものを十分配慮してやっていかないと持続可能な水道サービスの提供というのはできないだろうということで認識しておりますので、そこは進めていくものだろうというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） もうよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第37号広島県水道広域連合企業団の設立について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第37号に反対したいと思います。

先ほどやっぱり質疑でも申し上げましたけれども、この規約に当たっては、1つは企業団の定数に関わって竹原市からの選出議員が1名、竹原市の水道事業、今現在は14名の議員がいろいろ議論、いろいろな立場から議論できますけれども、とりわけ竹原市の水源を8割今市民に供給している。これをどう守っていくのかというのは竹原水道事業に大きな私は使命だと思いますけれども、議員定数1人の場合はこういった声が、新しく議員団に加盟した場合はこういった竹原市の水道水源を守る声が届きにくくなるということで大変やっぱり心配をするものであります。

2つ目は、企業団が行う事務処理に関わって3つの事務処理が行われるということで、その中の一つの第4条の1項で竹原市水道事業を企業団が行うことになると、業務を、事

務を行うことになるということで、とりわけ建設事業、竹原市の水道事業の入札発注に関わって質疑をしました。答弁では明確に言われたように、現在の竹原市水道事業工事に関わる権限が竹原市にあるけれども、それが企業団に移行したら直接的な竹原市の権限がなくなるということでは地元の育成が大変危惧されるという面で、私はこういった企業団に参加するということが大きな問題になってくる、地域資源の振興の件から見ても大きな問題になるという2つの主な意見でこの議案には反対したいということです。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

説明員は退室をお願いいたします。全員退室してください。

再開します。

その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。選挙がありますので11月22日までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えておりますが、先ほど川本委員さんのことありましてDMOを個別案件として入れるかどうかということがありますが、観光があるので全体の中には入

っているのですが、今個別案件として入れるのであればそこへ入れるようになりますけど、これはどうでしょう。

委員（大川弘雄君） もちろんやってください。

委員長（今田佳男君） 入れるということで。

それでは、個別案件に今のDMOについても加えるということによろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） その他ございますか。継続審査、調査についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかに発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、今のに加えて、議長に申し出ることに対して御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かありませんか。

川本委員。

委員（川本 円君） 今回かなりの傍聴者がおられて協議があつて非常に喜ばしいことですが、拍手であるとか声を出されたり、委員長のほうから口頭注意していただいたのですが、やっぱり傍聴者として最低でもこれだけのルールは守ってほしいというのを入室する前に案内してあげる方法をしないと毎回毎回あんなことやられたのでは、ちょっと暴言ではないですけどそういう声も聞かれたので、非常にスマートではないと思うのですが。できたら傍聴、紙に書くではないですか、申請を書くときに何か一言二言書いたものをこれをよくお読みくださいという形を取っていただいたほうがいいのではないですかね。

委員長（今田佳男君） うちの委員会だけではないので、議長とも相談しますけれども。教育委員会なんかの場合はこういう決まりで守って入ってくださいという、読んで入るといふがあるので、ちょっとそこは検討させていただきます。

紙は渡していない。ホームページなんかにはこういう注意事項があるので。

ちょっと相談させてください。もう一個の委員会もあるので。ペーパーで提示して読んで入ってもらうか、それとも1枚ずつ渡すかということもあると思います。そこは検討させてください。よろしいですか。

委員（大川弘雄君） ちょっといいですか。

最近思うようになったのですが、委員会で僕らの仕事は、議会の仕事は議案が出たものを採決、賛成、反対が仕事ですから。そのために賛成も反対も討論し合って意見交換し合うのでしょうか。それなのに、ここではいいわ、一般質問で聞くわと言ったら何か違うのではないかと。この中でやっていくのが委員の仕事で、一般質問は個人の意見ですから。ここで決まったのは議会の総意でしょう。反対の人がいたりしても竹原市議会として決まったことに対して、私は反対だというのは言えるのでしょうかね。ちょっとその辺はまた勉強したいと思いますけども。だから、もっとこの中でいっぱいやったらいいと思うのですがね。今日は2回目も呼んでやって、もうちょっと追及できましたから、割と答弁不足のところも多いのでよかったと思いますけども、もっともっと活力ある討論、審査をして決めていかないと。傍聴者の方に聞いたら、水道のことも何も知らないのに賛成するのがあるって、それはいいですわと。何回もこのことに対して、今日だけではないのですよ、何回も何回も説明を受けながら質問、質疑だけではないです、質問も意見も言ってきたので、そういうのは。

委員長（今田佳男君） ああいうふうに伝えているのは残念ですよ。大川さんが言われるように、例えば松本先生、こういう話をされて、そういったお互いに議論をされて、ああ松本さんが正しいということになって、賛成が反対になったりする可能性もあるということもあるということで、お互いに議論をしていって、賛成で来たけど議論していったら反対に変わったということもあり得るということです。

そういうところでは、今日はちょっといろんなあまりないケースですけど、ああいう形でよかったのではないかと思うのですが。

委員（大川弘雄君） という気がしているのですが。今日はいつも以上に審査できたと思うのでよかったと思いますので、これからも頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

委員（川本 円君） これ委員会って質疑、質問になるわけですね。

委員（大川弘雄君） そこは難しいですよ。

委員（川本 円君） 質問と質疑がごちゃごちゃになっている。

委員（大川弘雄君） よく勉強された方は、僕らも昔盛んに勉強したんだけど、最近勉強された方は質疑と質問の違いがといて、どこかの先生に聞きに行ったらいいですね。質疑と書いている、辞書に書いているとおりを学んでくるよ。最後に、質問との違いは微妙で難しいですねで終わるんですよ、どこもが。それぐらい難しい。でも、ここは質疑だけだったら、賛成、反対がなかなか決められないではないですか。やっぱり自分の意見もあるので、それを一応皆さんに言ってぜひ賛成してくださいよと言うのが審査になる。だから、審査が大事なので、ちょっとよそでは、質疑または意見を聞きますみたいな言い方するところもあるんです。

委員長（今田佳男君） 限定されないように。

委員（大川弘雄君） そしたら、あんまり川本さんが気にならずに自分の意見を言われる、今ちょっと抑えている。

委員（川本 円君） すごい抑えている。

委員（大川弘雄君） 抑えているので、かわいそうなところがあるので、抑えなくていいのになあと思いつつながら、そう思っているからね、質疑だからいって。

委員長（今田佳男君） 質疑で最後に賛成か反対かというのを出すわけですから、納得して賛成、納得して反対になるから、そのところは今日みたいにちょっと不足があったらもう一回聞こうとかというような形で進めていくというやり方で。

委員（大川弘雄君） 僕がこの間聞いたのは、質疑または御意見ありませんかという言い回しもあったので、ちょっとその辺のところはまた勉強して。

委員長（今田佳男君） そうですね、お互いに。

委員（大川弘雄君） それだったら言いやすいね。

委員（川本 円君） 大川委員が触れてくれたので非常に助かっているんですけど、私にはそれにはずっとこだわってきているつもりなんですけど、みんなでこの委員会の中でいろんな意見を出し合って、自分の思いをぶつけて賛成、反対につくり上げてということになれば、当然自分の意見とか自分の思いは出さないとなかなかそこまで深まらないというのは、それは重々分かっているつもりです。

でも、今までのやり方、経過を見ていて、いろんな人を見ていて、質疑している間にああもういいや、それは一般質問でやればいいのかという人が過去にも何回も聞いたことがあります。そこら辺あたりがおかしいわけで、質疑が駄目なら一般質問でやれというのもおかしいし、それを真に受けてそこでまた一般質問をするのも私もどうかと思うので

す。だから、完璧に質疑と質問を分け隔てて委員会をやるというのは難しいと思うし、当然委員長が物すごい負担だと思うのですよ。それをあの現場で瞬時に判断するのは難しいと思うのですよね。

だから、ある程度猶予というのではないですけど、持たせる必要はあるけども、でも根本的なものは今出されたお題ですね、議案、条例、条例として上がった議案についてのみ審査、質疑をしているわけであって、あまりにも関係性、関係ですからちょっと聞いてみますがというふうな展開をしてさらに自分の意見を長々述べていくのは、僕はちょっと違うような気がします。

委員長（今田佳男君） 今言うように委員長の立場で言いますと、お話しされていて質問が始まる、質疑が始まる、すると、いや、そこでちょっとでも保留した方がいい、ほとんど不可能に近いことです。最終的には、採決をするときに皆さんが納得して採決をしていただくというのが一番の大事なことなので、それに目的がありますから、多少は広がる場合もそれはしょうがないというのは正直ありますけども、そこはいい議論と正しい採決という形で今後もやっていきます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

長い時間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時26分 閉会